

国立大学協会

會 報

昭和33年11月
第15号

思ひ出の二、三

平 沢 興

世界平和と世界共通語

岡山大学長 八木日出雄

—一つの世界への足がため—

一、事業報告

第十六回総会、役員会、委員会……等

二、会計中間報告

昭和三十三年度半期(自昭和三十三年四月一日
至昭和三十三年九月三十日)現計

三、彙 報

会則、各役員、各委員等一覽表、要望書……等

会 報

(第十五号)

国立大学協会

目 次

二、会計中間報告

思ひ出の二、三

平沢 興…一

世界平和と世界共通語

岡山大学長 八木日出雄…六

—一つの世界への足がため—

三、彙 報

昭和三十三年年度半期

(自昭和三十三年四月一日
至昭和三十三年九月三十日)

現計……………三

附 財産目録

一、事業報告

- 1、科学技術教育振興に関する連絡委員会及び同専門委員会(昭和三三・六・二一)……………二
- 2、科学技術教育振興に関する連絡委員会専門委員会(第十四)(昭和三三・六・五)……………二
- 3、第一常置委員会(昭和三三・六・一一)……………三
- 4、第六常置委員会(昭和三三・六・一一)……………三
- 5、第十六回総会(昭和三三・六・二一)……………三
- 6、第三・第四常置委員会専門委員会(昭和三三・六・二一)……………四
- 7、役員会(昭和三三・九・二〇)……………五

- 1、国立大学協会会則……………三
- 2、国立大学協会役員一覧表……………四
- 3、各常置委員会委員一覧表……………四
- 4、科学技術教育振興に関する連絡委員会委員……………五
- 5、各専門委員一覧表……………五
- 6、要望書の提出(第十六回総会)……………六
- 7、第三常置委員会委員長更迭……………七
- 8、東京水産大学長庵原順一殿御逝去……………七
- 9、信州大学長佐藤武雄殿御逝去……………七
- 10、「教育用電灯、教育研究用電力」の供給種別の設定について(要望書提出)……………八

思い出の二三

平澤興

決して安請合をしたつもりではないが、十月十五日という原稿の締切りを手帳に書き込むのを忘れて、先日催促の手紙を貰い、いまあわてて旅路のひと時をさいて宿舍で筆をすずめている次第である。自らを語ることは、まことにおつくうなことであるが、こう時間が迫つては、まともなものを書くことも出来ないで、思い出の二、三を綴つて責をふさぎたい。

わたしは越後の生れである。新潟から南西へ四里ばかり離れた農村で、信濃川の支流中ノ口川の畔にあり、越後平野の真中にあるというだけで、特徴らしい特徴は何一つなく、いわば特徴のないのが特徴といつてよいような平凡の村である。当時珍らしいものと言えば、中ノ口川を通うポンポン蒸気船ぐらいのものだつた。交通の不便な頃で、遠くに山は見えるが、山などへ行くことは少く、いつも紫に見えるので、子供の頃は山は紫色のものだと思つていた。ところが小学三年の時、わたしのクラスでは、わたしが始めて山へ登る機会を得て、山に近づくに従つてだんだん森や林のために山肌がむらに見え出し、登るほどについてには山が見えなくなつて行くのに驚いたものである。小学校は、入学当時は漢学者一人というような小さなものであつた。しかし、この頃になつて思うことは、実にこの小学校時代はなつかしく、またわたしの一生に取つてもよかつたと思う。それは、ほんとうにのびのびと自然に育つたといふことである。わたしは今でもモーションがおそく、底ぬけのお人よしで、よく笑われるのであるが、これは、一つにはわたしが育つた環境に よるものではないかと思われる。

中学は、東京の平安中学と府立二中、高校は金沢の四高、大学は都大医学部で学んだ。平安中学は、この頃では高校野球で有名であるが、こ

れは本来西本願寺立で、当時は寺院の出身者が多かつた。今から考えると中々思い出のある生活だつた。ここに三年までいたが、わたしが後日宗教に深い関心を持ち、親鸞にあこがれたり、またキリストや聖フランシスなどにひきつけられるようになったりしたのも、或は平安中学時代の影響かも知れない。四年の時、平安中学から京都府立二中へ転校した。その当時の二中の校長先生は中山再次郎先生で、今年満九十才になられるが、まだ頭もしつかりしておられる。今年の正月二日に、同窓の先輩高山京都市長と新年の御挨拶に御伺したら、大変御元氣であつた。この中山先生は実にすばらしい方で、わたしという人間の骨組みは、長所も短所も、大まかなところはこの中学の最後の二年でつくりあげて貰つたと言つてよい。先生は二中創立以来、三十年間校長をしておられ、大正年間になつてからは、各地から新設高校の校長として迎えられながら、遂に動かれなかつた。とにかく、先生はどの卒業生からも慈父の如く慕われ、且つ尊敬されている。

四高時代にも、いろいろ若き日の懐しい思い出はあるが、しかし、わたしの一生を動かすような出来ごとはなかつた。この時代は、いわば乱読の時代ともいふべき時代で、わたしは何でも手当たり次第に読んだ。

大正九年わたしは四高を卒えて京大医学部へ入学した。いまも昨日のことのように思い出すのは入学した当時の失望である。失望と言つても学校に対する失望ではなく、わたし自身に対する失望である。わたしは高校から大学へはいる時、わたし自身に誓つた一つの覚悟があつた。それは大学では成績などというものには全然こだわらずに、ひとつ思い切り勉強しようということであつた。具体的にはどの科目も、講義のほかに、先生がすすめられる原書の参考書を、少くとも一種類は必ず読むといふことであつた。ところが入学して見ると、そう簡単には行かぬ。講義に出席して、完全にこれを整理することだけでも相当に時間が取られる。その上毎日その日の講義の分だけ原書を読むということは大変のことである。時には学校の一回の講義が、原書では数十頁から百頁にも及ぶことがある。原書と言つても、大学の一年の時の参考書は主としてドイツ語のものを選んだ。実は高校では、ドイツ語はしつかりやつて来たつもりであるが、正科としこのドイツ語の進む分量などというものは誠

に少く、大学の講義の参考書を読む分量に較べれば問題ではなく、当時のわたしとしては睡眠時間を極度にへらしめても、始めの予定通り講義と参考書とを平行的にやるといふことは不可能であつた。しかも要領の悪いわたしには上手に中間の良策を見つけるなどといふことはできなかつた。とうとうわたしはひどい神経衰弱にかかり、来る夜も来る夜も眠れぬ夜がつづいた。かくて九月に始まつた大学の一学期は十月の末頃から殆んど学校へも出ずに悶々として暮した。

十二月に入ると早々わたしは郷里の農村に帰つてしまつた。そして木枯しの吹く越後平野の中をさまよひながら毎日苦いづづけていた。あとから見れば、おかしきようなことであるが、その時は真剣である。こんな無能な人間は、果して生きる価値があるのであろうか、などといひろ苦しみ悶えた。しかし、田舎の静寂な空気は次第にわたしの心を静めてくれた。そして、とにかくやれるだけやつて見ようという覚悟ができた。かくてわたしは二兎を追うことはやめた。即ち学校は実習だけはでるが、講義は出ないことにし、下宿で原書を勉強することに腹をきめて、一月から実行することにした。一年の末(六月)に生理と医化学との試験があるので、それまでに約二千頁の原書をこなせばよいのである。乏しいわたしの語学力を充分に考慮して、この二千頁をよむ詳しいプランを立てた。毎朝二時におきて、朝食は机に向つたままパンと牛乳ですませ、昼食と夕食は附近の食堂ですませ、夜は九時頃には既に床にはいつた。来る日も来る日も、何の変化もない機械のような日がつづいた。そして、とにかく六月に行われた一年の試験は無事にすませた。いや正直のところ、無事というよりは、予期以上の成績ですませることができた。

石川教授の生理の試験は筆答と口答とに分れていたが、その筆答試験の最初の頁に、候文で講義に出席しなかつた訳を書いて御詫びをし、そのかわり参考書は先生のおすすめになつた何年何月発行の本を読んで来たから、もし先生の説と違ふところがあつたら、口答試問の際教えて貰いたいという意味のことを認めたこと、そして事実一ヶ所先生の説と違ふ点があつて、先生からその由を教えて戴いたこと、そしてその上にすばらしい答案であつたとお賞めの言葉を戴いて、天にも登るように嬉

しかつたことなど、今もはつきりと眼の前に浮んでくる。講義に出ぬので叱られるのかと内心多少心配していたのに、少しも叱らずに、説の違ふところを親切に注意して下さるとは、さすがに大学の先生は偉いものだなどと感心したものである。その後の大学の生活は、大体一年の時の方針で、実習以外は殆んど参考書の自習だけですませた。決してこんな方法が一般的に言つてよいなどとは考えていないが、しかし、大学ではこんな方法も許されるだけのゆとりというか、弾力というものには欲しいと思ふ。

内容を正確に掴むという点だけから言えば、やはり講義を中心とするのが一番よいと思うが、わたしが、上述したような我流の勉強法を取つたのには、もう一つ理由がある。それは、わたしは何れ卒業後は研究生活を続けたいと、ひそかに考えていたので、卒業後文獻ぐらいで困るようでは大変だろから、試験の成績などにこだわらずに、原書になれようということであつた。

わたしが余り学校へ出ないので、下宿ではにせ学生ではないかと疑われたようなこともある。しかし、医学部には相当実習時間が多いので、クラスの諸君と顔を合せる機会は相当にあり、またクラス会などは努めて出るようにしていたから、やはり本当の独学ではなく、大学という環境が持つよさは、充分に味わうことが出来た。

とにかく一年の時の難関をわたしなりに解決することが出来て、大学のその後の学生生活には、わたしの全身をゆさぶるような大きな不安はなかつた。一年の時のことで、「やれば出来る」ということを改めて、自ら深く認識した。

しかし、これにはもう少し注釈がいる。わたしは元來のろい人間である。これは中学へ入学した時から、誰よりもわたし自身が最もよく知つているのである。わたしは同じ時間では、とてもほかの人のようにうまく問題の処理ができないのである。たとえば、中学などでも即席では中々うまく問題は解けぬが、しかし、宿題となればわたしの答案はいつも模範的であつた。答案を書くのもおそく、百点を取るにしても、わたしはいつも答案を出すのはギリである。「やれば出来る」という言葉は、人にいうのではなく、いつも、のろいわたしが、わたし自身に向つて号

んで来たはげましの言葉である。のろいということは嬉しいことでもなければ自慢になることでもない。いや、のろいということは、それ自体は淋しいことであり、悲しいことである。しかし、のろいだから致し方がない。が、いまでは、わたしも自らののろさに慣れた。いや時には、自らののろさを有難く思う。のろいが故に、わたしは犯すべき過を犯さなかつたかも知れない。のろいと信ずるが故に、人の美点が格別美しく見えて来たかも知れない。以前は堂々と自信をもつて闊歩する人々を見ると、羨しく思つたものだし、今でも時には羨しく思うこともある。しかし、そういう人々が、ややもすると人の長所を見落したり、ものの道理を見誤つたりするのを見ると、この頃では、のろさというものにも、それ相当のよさがあるなあと、思うようになつて来た。わたしは、人生には、自信というものを持つたことのない淋しさはあつても、自信がないが故に懸命の努力もできたのだろうと、この頃では有難くさえ思つている。自信がないということが本当に分れば、或はそれは一つの自信とも言われるような気もする。

大正十三年に、わたしは京大医学部を出た。その前後には将来の方向を決定するについて色々悩や、周囲との摩擦もあつた。くわしくは触れないが、要するに臨床方面をやるようにとの周囲からのすすめであつたが、わたしは基礎医学を選び、しかも、その中でも最もじみな解剖学をやることに決心した。臨床家たるには、それだけの人間的な要素がいる。わたしは人間が好きであり、臨床家たることも嫌ではない。しかしわたしは、自ら省みて臨床家たるに必要な素質に欠けるものがあることを知つていた。これには友人なども、その然らざる所以を説いて、臨床家たることを熱心にすすめてくれたものもあるが、自分の適応のおそさや一方的な性格から考えて、臨床家たることはやめ、勉強さえておれば何とか出来そうな科目として解剖学を選んだ。それに何よりも、その当時の京大解剖学教室には足立文太郎先生などというすばらしい先生がおられ、大いにひきつけられました。

わたしは解剖教室へ残る時、どんなに生活が苦しくとも、この学に身を捧げることが自分に誓い、また当時婚約中の妻にも打ちあけてその快諾を得た。幸すぐに助手にして貰つたので露命はつづけられた。助手と

しては、本当に一生懸命に働いた。しかし、今日から考えると、実に気のかぬ助手だつたと思う。うそやごまかしを言わぬというだけでは、よい助手とは言えないからである。

助手を一年ばかりした或る日、教室主任の舟岡先生から呼ばれて助教授にならないかとのことであつた。しかし、わたしは、本当にその柄ではないと思つたし、また事実どんなに勉強したつて卒業後一年や二年では、とてみたいしたことは出来ないの、再三御断りした。が、最後には命令だからなれという先生の御言葉で、やむなく助教授になることを承知した。しかし先生の命令をきいて家路に帰るわたしの気持は重かつた。助教授などにならずに、もうしばらく楽な気持ちで勉強したかつた。助教授になると、すぐ講義をさせられた。最初の講義は局所解剖学の講義で、毎日標本室へもぐつて参考書と標本と首つびきでノートをつくつたものである。つい昨日のようであるが、もうあれから三十年余の歳月が流れている。

大正十五年の春、即ち卒業して三年目に新潟大学の助教授として赴任した。この赴任にもいろいろの物語りがある。当時京大の解剖教室にはわたしの先輩が二、三人いて、始めこれ等の先輩たちに話を持つてゆかれたのであるが、誰も希望者がなく、わたしが行くことになつたのである。越後まで行くのは島流し見たいだなどとひやかされながら、わたしは郷里のことでもあるし、且つは勉強さえ出来ればどこでもよいという考えから、わたしは、むろん喜んで赴任した。新潟大学としては教授として赴任して貰いたいとの希望であつたが、わたしはその柄ではないので、助教授としてならば赴任するが、どうしても教授として来いということなら、御断りするといつた処、助教授でもよいとの事で、ここでわたしの新潟赴任が終局的にきまつた。

それから実に二十年のわたしの新潟時代が始まることになる。大正十五年から昭和十一年に及ぶこの二十年は、わたしとしては実に思い出の多い二十年で、研究の方から見ても忘れ難い時代である。

この新潟時代の二十年中、昭和三年一月から昭和五年五月までの二年余は在外研究員として外国にいた。昭和二年の暮に留学の命をうけたわたしは、いろいろと考えた末、将来は特に神経学を専攻したいと考えて

まずスイス国のチューリッヒと大学脳研究所のモノコフ先生に御願の手紙を出した。もうその原稿はないので原文そのままは分らぬが、要旨は先生のところで神経学を勉強したいこと、しかし、いまは神経学全般について勉強したいので、特定の論文をつくるというようなことはしたくないこと、勝手至極のことで恐縮であるが、強制的の御指導は御免蒙り、できれば全く自由に研究所の標本を見せて貰つて、自分のプランに従つて勉強したいというようなことであつた。わたしは、わたしの願が、わがままなので、先生から叱られるのではないかと心配していた。ところが先生から折返し返事があつた。「君の手紙は確かに拝見した。君の考え通り勉強してよろしいから、ぜひ御出なさい。神経学をこれからやろうという学徒としての君の考えには全く、わたしも同感である。元来研究などというものはほかから指導をうけるものではなく、自ら考えてやるのが正道である。決して君の邪魔をするようなことはしないから、安心して御出なさい」。大体こんな意味のことが書いてあつて、わたしは全身が興奮でふるふるほど喜んだものである。

後で分つたことであるが、モノコフ先生御自身が神経学の世界的巨匠でありながら、殆んど自成人で、影響をうけた先人はあつても、いわゆる手をとつて教えて貰うというような先生を持たれなかつた方で、わたしの我がままをすなおにきいて貰えたものと思われる。それにモノコフ先生には日本人では布施現之助教授や児玉作左衛門教授のようなよい弟子があり、そのおかげで後輩のわたしなども、その余徳を蒙つたものと思われる。

昭和三年三月わたしが行つた時には、モノコフ先生は丁度現役を退かれた時であつたが、先生は週に何回か研究室に見えて居られた。そして御手紙の通り、おしつけがましい指導はされずに、全く自由に標本の使用を許され、質問に対しては親切な御答をして下された。

しかし、ある日、わたしが参考書をそばにおいて標本を見ながら、粗末なスケッチをしているのを見て、言葉は静かではあるが、実に痛いことを言われた。

「本をたよりにして、そんな粗末なスケッチをする程度にしか標本を見ないのなら、わざわざ日本からここまで来る必要はないでしょう。標

本を見るなら、本などは見ずに、君が世界で始めて、この標本を見るつもりで標本を見給え。こわれているところや、染まりの悪いところもやはりいいねいに見るべきです。時には普通の人が見落しやすい、そんなところに、却つて重大な所見があることもあります。君は簡単なスケッチをして、それで標本を充分理解したと思つているかも知れないが、わかつたつもりと、本當にわかるといふことは、二つの事柄です。分つたつもりではなく、本當に分らねばならぬのです。」

大体こんなような意味のことであつた。わたしは絵を書くことが、小学校の時から嫌であつたことと、それに留学期間も短かいので、時間を儉約するという考えから、記憶のための簡単なスケッチを取ればよいと考へていたので、モノコフ先生の御言葉には大変に困つた。いつそのこと、ほかの研究室へかわろうかとさえ、若さの故に一時は考へたが、しかし老大家の言われることであり、だまされたと思つて先生の言われる通りやつて見ようと、やつと覚悟をきめた。それから日本から墨や硯をとりよせて、へたながら精魂をこめて、先生の言われる通りのスケッチをすることにした。最初のスケッチは毎日正味八時間以上もかけて、三ヶ月ばかりかかつた。これはいまも手許に持つているが、よくも覚悟して書いたものだと思う。このスケッチは先生も大いにほめて下された。

初めは一枚に三ヶ月もかけては馬鹿らしいと思つたが、これはやはりわたしの誤で、粗末に何枚も見ると、三ヶ月かかつても心をこめて一枚を見ることが意味のあるということが本當に分つた。かかる一枚には枚数としては一枚ではあるが、粗末に書いたものを何十枚あつても得られないものがある。どんな参考書にも載つていない詳細な一枚のスケッチには、現在の中で分つているものがどれとどれ、また分らぬのはどれとどれという風に、一枚は一枚ながら現在の知識の限界を知ることが出来、この一枚がすぐに研究のスタートともなる。またそれまでは参考書に載つている図や写真を見て感心していたが、それがどのくらいよい加減のものであるかというようなことも分り、文字通り生きた一枚である。始め三ヶ月もかかつたスケッチも段々慣れてくると十日前後で書けるようになり、いわばわたしは、モノコフ先生のおことのおかげで神経解剖学の基本的知識を身につけたようなものである。

また、今ふりかえつて見てもよかつたと思うのは、できるだけ広い面で神経学を勉強してきたことである。留学から帰る時、ほかの人々がそれぞれ土産の論文を持つてくるのを見て、時には自分だけ土産がなく淋しく思つたこともあるが、しかしわたしは、わたしなりに決して間違つた道を歩いたとは思わない。

もちろん、研究の領域もその方法も多種多様であるから、わたしが歩いた道が最良の方法であるなどと、たわごとを言うのではなく、あまりに功をあせつて、独創の根を地下へのばすことを忘れないようにしたいと望むだけである。

時と共に専門の分野が益々こまかくわかれ、そのため必然的に各方面の専門家が横に手をつなぐ必要が生ずる。総合的研究は、そういう意味では内外ともに世界の要求である。しかし、この総合的研究が盛になると、反動としてグレンツグピートに重点がおかれすぎて、巾は広いが、深さの足りないような研究が行われるような危険も出てくる。しかし、正しい総合的研究には、充分に基礎的素養を身につけた深い専門的知識があつて、始めてその目的を達するものと思われる。

正しい意味での専門家たることは実にむずかしい。それは科学一般殊に関係領域に対する広い理解を持つた上で、専攻科目に於て独創的な深さを持つことである。いはば広い底面を持つた、高いピラミッド型のものである。専攻科目だけについて少し特別の知識を持つというだけでは、正しい意味での専門家ではなく、ましてや、よろずや式に何でも少しかじつていゝというのでは正しい意味では研究者とは言われまい。結局何よりも研究者に必要なことは、科学的知識の上に立つて、囚われずに考へるといふことで、話の泉式の知識の集積ではない。

しかし、ピラミッド型が望ましいと言つても、専門領域によつて、また研究者の性格によつて色々と違があることで、始めからピラミッド型で進む人もあろうし、あるところまでは針の穴のような細い道を進み、とにかく先人未踏のところまで掘り下げた処で左右を見廻して、始めて自己の領域以外に広大無辺な知識の世界があることを知つて、他の領域のことも勉強しだすというような行き方もあろう。わたしなどは明かに後者に属する。後者に属するといつても、むしろその変型であらう。目

かくしされた馬車馬のように、細い細い道を進んで、やつと今頃になつて、多くの人々が若い日に既に経験ずみの色々のことさらに目を見はつたり、驚いたりしているのである。正に極端なおくてであるが、わたしはわたしなりに、この頃は何を見ても面白く、何を聞いても楽しいのでいゝば第二の青春を味わつてゐる。

与えられた紙数もなくなるので先へ急がねばならぬが、昭和廿一年にわたしは母校の京大医学部へかえらねばならぬことになつた。これは定年や、その他いろいろの事情で、一時母校の解剖教室がからつぽになりかけたからである。

さすがに京都の自然は美しい。いかにもその美は研ぎあげられた美であり、調和の美である。しかし、美しすぎて多少呼吸困難を感じるような時もある。が、京に田舎ありというが如く、京に田舎ものがおつてもよからう。田舎もののわたしはやはり、田舎ものそのまま生きようと思ふ。いや、思うとか思わぬとかいう問題ではなく、わたしにはそれ以外の生き方はあり得ない。わたしには、そうして生きるのが最も自然である。雨もよい、風もよい、晴もよい。大自然の懐に抱かれて、あるがままに生きて行こう。

(神田の学士会館にて 昭和卅三年十月卅一日)

世界平和と世界共通語

— 一つの世界への足がため —

岡山大学長 八木 日出雄

一、一つの世界

「一つの世界」は人類窮極の理想である。地球上のすべての国々があたかも一国の如く平和に共存して文化の向上につとめ、友愛と親善をモットーとし、戦争を放棄し、侵略とか防衛とかの血腥い争をやめ、人類共存共栄の一つの国際共同体 *International Community* をいとなむ姿をしよう。このユートピアに於ては国境の觀念はもはや敵しくなく、各国民は旅券を要せず自由に交通し、税関の障壁も除かれ、貨幣は共通し、全人類は母国語の外に中立平易な第二の母国語ともいべきエスペ란ト語を使用し、国際大学が各国に開かれ、學術の国際協同研究、資料の交換は自由に、国際的スポーツ、音楽、展覧会等は盛んに行われ、人種的偏見はなく、世界凡ての人は人種、宗教、階級の区別なく平等に一ケの人間として世界国家の一員となりうる。凡ての人はその属する国家の一員であると同時に、人類の一員、或は世界国家の一員たることを自覚する。侵略のための軍備はなく、治安は国際警察軍がこれを守る……かかるユートピアは結局文字通り実現不可能な夢物語に終るか、或は何十年か何百年かの後に現実となつてあらわれてくるであらうか。

人間は由来鬭争を好むものであるから、かかる理想は永久に実現不可能であるという人がある。今は二つの世界となつてゐるが、将来は更に三つ、四つの小世界に分裂するだろうと予言する人もある。しかし私はそうは思わない。分離から統治へ、割拠から団結へ、これは文明の発達と人間社会の進歩に伴う必然的の道程だと思ふ。

「二つの世界」は現実の悲しい姿ではある。イデオロギーが対立し、経済機構が対立し、二つの国家群は各々反撥し敵視し、他を信頼せず、利己的愛国主義 *Chauvinism* が表面に立ちはだかつて日々の世界不安を

生んでゐる。諸国は防衛の為と称して武備を強め、恐るべき原爆、水爆の貯蔵を急いでゐる。今後の戦争は一度起れば人類全体が破滅するだろうといわれるが、あえてこのろわしい戦争を幾度も繰返し武力による征服、ヘゲモニー *Hegemony* をたどつて遂に一つの世界に到達するか、それとも今の中に、話し合いの方法で平和的に一つの世界にたどりつくか、ここが人類の賢愚のわかれる所であつて、今や人類はその何れを採るかの分岐点に立つてゐると思ふ。

なるほど、形の上では話し合ふの方法がとられてゐる。国際連合 *United Nations* はその代表であり、他に大小種々の国際会議があつて世界平和への努力をつづけている。しかし、これらの話し合いに必要な互譲の精神がかけていては中々物事は成功しない。自らが犠牲を払つて共存共栄にという譲る気持、損をする気持がなくて、徒に自国の利益を追究し声を大にして他国を罵るだけでは駄目である。ことに大国とか指導国とかの心構は最も大切であつて、所謂王道精神をもつて、小国を率いてもらいたい。国家的利己主義や霸道精神だけでは結局衝突、戦争となるであらう。武力をもつて世界を征服するものは後必ず滅亡する。遠くエジプトのファラオ、ローマのシーザ、近くはナチのヒットラーがある。武力によるときは一つの世界になつた瞬間、再び分裂瓦解にもどるのである。

物質文明は今日非常な進歩を遂げ、飛行機は世界各国を直結し、地球は昔の一国よりも小さくなり、ラジオ、無電は地球の隅々を瞬時に結び人間の往来は頻繁となり地理的には地球はもはや一国、一つの世界となつてゐる。

然るに精神文明は遙かに立おくれ、依然として中世紀の戦国時代そのままでないか。群雄は割拠し、武備を高め、移民を制限し、人種を差別し、猜疑、嫉視、隙あらば他をかすめんとしている。国家としての道徳律、精神文明は今なお非常に低い。

日本一国を例にとつてみよう。明治維新迄は国民に国家の觀念は乏しく、国といへば一藩を考えた。藩は夫々独立して一国を形成し武力を備え、他藩を敵視し、バラバラであつたが、維新以後初めて一国に大同団結したのでまだ歴史は極めて浅い。尤も戦国時代以前に於ては日本全国

は一つであつたかも知れぬが、国家意識がハッキリしたのは明治以後であらう。ヨーロッパの歴史をみても日本の場合と大同小異で、段々大きな国にまとめられて来ている。交通の発達、科学文明の進歩はこの歴史的变化に拍車をかけ次第に世界一国家団結へ進みつつある。世界政府、世界国家、世界連邦などの構想も出て来て、その運動も展開されているし、ロータリー、ライオンズ、キワニス等の如く職業を通じて世界の接近を促進する運動もあり、エスペラントの如く言語を通じて一つの世界を促進する運動もある。

従つて「一つの世界」の理想はすでに現実には於て大分実現の可能性をもつてこれに近づいているが、ただこれを妨げ、これに反対する力となつてゐるのは精神面、道徳面に於ける国家的利己主義である。人間一人一人は個人としては世界どこの国でも文明がすすめば人類共存の平等意識に燃えていても、これが集合して国家を形成すると今猶群雄割拠時代の指導精神が脱けきらぬのである。

二、ユネスコとエスペラント

民族間の相互の理解を計り、国際親善を増進する——ということとは国連、ユネスコはもとよりロータリー、ライオンズ、其他いやくも国際会議、国際学会と称せられるあらゆる団体のお題目であるが、異民族間の相互理解に最も必要な条件、即ち言語の相違と、これを根本的に解決する世界共通語の問題は大抵忘れられ勝ちで、相手の言葉が判らなくても自然に国際理解が出来るような不思議な錯覚に陥つてゐる。異国間の理解と友情に最も大切な条件は言葉の相違をなくするという事で、むしろ、この問題の解決こそが国際諸問題の解決のカギになる。人類は一つの共通語、「人類の共通語」をもち得ないか、中立平等平易な第二母国語としての共通語をもつて、国際理解を計り、国際的協力体制の武器となし得ないか、これこそ一つの世界への重要な足がためである。

既存の二、三の国語、大国の国語をもつて世界語にしようというのは覇道である。国力を背景とした考え方で、従つて又国力と共に消長し、時代により変遷し恒久的でない。しかもこの二、三の国語を協定してその何れか一つを今直ちに世界語にすることすら到底出来ない。国語的利

己主義がこれにからむからである。一步退いて互譲の精神をもつて、中立のエスペラントを世界語に採用することは、政治的に話し合いによつて一つの世界をつくる王道精神と全く一つである。各国に平等の負担を与へ、機会均等に、人もよく自分もよくという人類共存の精神にも合致する。又二、三の外国語を修得する如きは一部の文化人には可能かも知れぬが、アフリカ、アジアの人民全部がもれなくなしうるところでない。言語の特権階級をつくる結果になる。地球上の全員が均等に誰でも一つの共通語を話すことが一つの世界への構想に大切である。

かつて、一九二二年、ジュネーブの国際連盟はその年次総会に於て、国際補助語エスペラントを支持し「民族間の直接の交通を妨げる言語上の困難を除く實際的手段を見出す緊急の必要を認め、公立学校に於て連盟国の二、三がそのエスペラントを教授せる試みに興味を抱きこの結果を連盟事務局に報告されんことを希望する」旨決議した（一九二二、九、二一、第三回総会）この決議をつくるに際しては、わが新渡戸稲造博士が事務次長として尽力せられた。又曰く「本委員会のきく所によればエスペラントは幾多の重要な万国会議にて採用せられ、各国の演説者が容易に相互に了解し、討論は終始唯一の言語エスペラントを以てし、総ての演説者は完全に平等なる地歩に立てり」と。この決議につづき、エスペラントを会議用語の一に加えようという動きがあり、それがため英、仏やノールウェー等の代表がこれに反対して結局葬られ、その中に国際連盟自身も瓦解した。

国際連盟は亡んだが、今や装を新たにした国際連合がニューヨークに打立てられ、これの別働機関としてユネスコ UNESCO が、科学、文化、教育の方面を担当して活動している。世界共通語の如き重要な問題は当然このユネスコに取上げられるべき性質のものであるが、果せるかな、一九五四年十二月十日モンテヴィデオで開かれたユネスコ総会に於て、万国エスペラント協会 *Universala Esperanto-Asocio* の提案したエスペラントの請願を *Dr. Lapenna* の説明をきいた後採択可決した。

一 ユネスコ総会はエスペラントが今日までに国際文化交流と諸民族間の親善につくした実績を認める。

二 総会は、これらの実績がユネスコの目的と理想とに一致するものなることを認める。

三 総会は事務総長に依頼して今後エスペラントの利用が国際的教育、科学、文化に及ぼす経験を追究せしめ、この目的の為に万国エスペラント協会と協同して両者に共通する事項を調査せしめる。

四 総会はユネスコ加盟国が自国内の初等、中等の諸学校にエスペラントを教課として学習せしめ普及せんと申出でていることを認め、これらの国々に於て成しとげた成果を事務総長に報告せられんことを要望する。

今回は昔の失敗に鑑みエスペラントを直ちに国際会議の使用語にせよというようなことはなかつた。これは、会議に列席する代表者に今更新しい言葉を学習せしめる不利と負担を考慮した為である。目標はあくまで次の世代 Young generation におき学童にエスペラントを教えることにより十年後に世界全人類が一つの共通語をもとうとする構想においている。現代既に出て来た老人はもはや対象外とし、次代を荷う世界の全若者に一つの共通語を与えようという考は何とスバライシイ大業であろうか。各国共虚心淡懐にこの決議に協力してほしいものである。国語の王道か霸道か、大国の静かな反省を求めたい。

もし世界各国政府が協定して、例えば中学校の一年―三年の間に第一外国語としてエスペラントを課し、その後は高等学校に於て希望と必要に応じて任意の自然語を学ばしめることにすれば今後十年、学童が大学を卒業する頃には世界の人類は一つの共通語をしゃべり、国際理解は文字通り実現し、国際親善は大きく展開するであろう。こうなれば大人には何の迷惑もかけず、負担にもならず、又この理念は機会均等であり、一つの世界への確実な足がためとなるであろう。これが実現した時に将来は外国語の習得は趣味と特定の目的以外はその必要性を次第に減じ、少くとも国際交通の目的にはエスペラント一つでこと足りるに到るであろう。

なおこの報告書に盛られた国、即ち現にエスペラントを学校に教課として入れている国、又はこれから採用せんとしている国々は英国のエツクス Eccles 校の経験を初め、スエーデン、フィンランド、デンマー

ク等の北欧諸国から、チエコスロバキヤ、ユーゴ、ブルガリヤ等の中欧諸国がある。エツクス校の経験というのは既に一九一六年からマンチエスターに近いエツクルスの教育委員会が文部大臣の許可を得て試みに必修科目としてエスペラントを採用し外国語(フランス語)を教えるのにイキナリ、フランス語を三年間教える組と、初めに一年間エスペラントを教えて次いであとの二年間フランス語を教える組とに分けてみると卒業時のフランス語の学力が後者に於てズツト優れていることを立証し、エスペラントが外国語学习上重要な効用をもつことを明かにした有名な経験がある。スエーデンの諸中学校でも目下この経験を試みているし、フィンランドは本年度からこの試みを全国に実施した。(エス語一年ドイツ語二年の組とドイツ語のみ三年の組と)

世界のあらゆる国に於て小学校又は中学校の生徒に第一外国語としてエスペラントを教授すれば、オリンピックの選手が手真似や身振りで辛じて意志を通じあうような原始的状态がなくなり、やがては国際学術会議で各国の学者が一つの共通語で平等に活発に討論することになり、引いては国際連合やユネスコで外交官や学者がイヤホーンという奇型的補助具を借りずに同一民族の如く自由に語り合うこととなるであろう。エスペラントはこの意味に於て第一外国語というより、むしろ第二母国語といつた方がよい。即ち第一母語国は各国自身の国語であり、国内的に使用し、エスペラントは全人類共通の母国語であつて国際交通に使用する。其の他の外国語は必要により随意に自ら選んで学習してよい。そしてエスペラントがこれら外国語の学習を助けその効果を大ならしめるのである。

三、エスペラント世界大会の経験

私は自らエツクス校の試みを体験した。エスペラントを初めたのが中学の二年のときから既に四十一年になる。これが英語やドイツ語、さては其他あとで学んだ外国語の学習を非常に容易にしたと思う。エスペラントは外国語への橋渡しで、殊に語脈を異にする日本人にとり、英独、仏等の語学を修得する基礎として非常に有効であつて、決して過重の負担にはならぬ。エスペラントは日本語とこれら外国語との中間に位

する。学び易く入り易く確実に自分の物になる言葉である。私は本年八月ドイツのマインツ市で開催された第四十三回世界エスペラント大会に出席し夏期大学の講師として「原爆の後遺症」について一時間の講義をし、又「東西文化の価値を相互に評価する上に国際語が果すべき役割」という討論会（八月四日午前十時から二時間）の座長となり、活発な討論を司会した。

この大会には世界五十ヶ国から約二千人が参加し、マインツ市長 Dr. Franz Stein が初めアデナウアー大統領の祝辞をドイツ語で述べ、次いで自らの開会の辞を流暢なるエスペラントでやつた。氏は自ら大会準備委員長をつとめた位熱心なエスペランティストである。その中に曰く「マインツ市は古く印刷術を創案した Gutenberg を生んだ、近代文明のカギをつくつた町である。ここに国際語エスペラントの世界大会を開き、更に次の新しい世界文明のカギを与えたい」と。あとの行事は全期間悉く一つの言葉で行われた。私は一九三七年の第二十九回大会（ポーツド）に於て同じく夏期大学で「日本語の文法に於て外国人に興味を与える諸点」と題し、又一九五四年オランダで開かれた第三十九回大会では「日本の人口問題」について夫々講義した。出席の度毎にエスペラントの普及が増大し、世界共通語としての貫録が具つて来ていることを見た。二千人の人が一民族の如く一つの言葉で談笑し、討論し、協議している光景は明日の一つの世界を眼前に見る思いであつた。

今日エスペラントは世界で五〇〇万人に使用されている。集めれば僅に一國をなすがそれが地球の隅々に散らばつて存在していることが特長である。万国エスペラント協会がこの元締めをなし各国エスペラント会の名簿を年々発行している。各国多数の都市にその委員 Delegito があり、一國に一人の代表 Caf delegito をあつしている。日本には十九都市に委員がありその代表は私がつとめて居るから、エスペラントに関する質疑は私宛にご遠慮なく申越された。

四、大学と世界共通語

一六六六年 Leibnitz が初めて De Arte Combinatoria なる論文をかき世界共通性の可能性を説いてから、今日エスペラントに至る迄約二〇

〇種類の共通書法、共通語等が現われ遂にエスペラントによつて解決された歴史は極めて興味深い、余り長くなるからここには省く。ユネスコの勧告に従い、日本でエスペラントを学校で教えるとするとは私は日本では中学校がよいと思う。中学校の一年から三年迄をやるか、これが出来なければ先ず一年だけをやつて諸外国の例のようにあと二年間英語をやる組と、三年間英語をやる組と試験的につくつてもよい。ヨーロッパの国では小学校で教える所もあるが、日本では国情がちがうから小学校は日本語、中学校でエスペラント、高等学校で自由に外国語というシステムにした方がよかる。そうなつたとき果してエスペラントを教える教師の必要数が日本にあるか、という問題になるが、私は既にあると思う。又本職の教師として多くの人が一時に集めなければ英語の教師に夏期講習会などをして速成せしめることも不可能でない。元来が平易、簡明な言葉であるから急速に学習出来る。それでいて完全な一つの言葉として森羅万象を表現し複雑な思想を完全にいい現わしうるから妙である。

さてこの様なユートピアになつたとき大学に於てはどうか。わが国の大学内のユネスコ研究会や国際大学協会あたりでは進んでこの共通語をとりあげ、これの普及に乗出すべきでないか。各種の大学協会、協議会などもこの問題を検討し、特別委員会でもつくつて将来の日本とエスペラント、特に学校教育の課程としての国際語を外国語教育一般とにらみ合せ世界的視野に立つて研究すべきでないか。更に進んで文部当局に建議し世界文化に貢献すべき将来の新日本文化を指導すべきでないか。又、日本の文学、科学各方面の重要な文献をエスペラントに翻譯する事業など大学としての好個の任務であらう。

共通語が普及したときは日本の諸大学は外国留学生に対し共通語で講義をすることが出来る。東南アジア、インドネシア、インドはいうまでもなく、遠く南米ブラジルあたりの学生も日本に留学する為英語を習つてくるという不自然なこともなく言語の困難なく自由に日本の諸大学で学ぶことが出来る。ソ連、中国欧米各国、世界どの国からでも教授や学生が来て講演でも討論でも自由自在に出来る。日本の学者や学生が外国へ出かけるときも亦当然同様である。かくて學術の交流は急速に進

むであらう。諸民族の若人は四海同胞の意識を高めるであらう。相互信頼は相互扶助に発展し、無用の戦争は回避せられ、真に一つの世界の実現は急テンポに進むと思う。人類のユートピアは夢物語でなく現実となつて来るであらう。これは来るべき二十一世紀の最大の事業となると思う。語脈を異にする日本こそはこの恩恵を最も多く受ける国の一つであり、従つて卒先この大事業に力を注ぐべき責務をもつ国であると考えらる。来年一九五九年はエスペ란antoの創案者Dr. Zamenhofの生誕百年に当るので第四十四回世界大会は彼の生地ポーランドのワルシャワに特別の祝典を催すことになつてゐる。彼の提唱した人類主義Homarantismo（人類の一員たる自覚をもつこと）は「一つの世界」への運動のスローガンになると思われる。

一、事業報告

1 科学技術教育振興に関する連絡委員会及び同専門委員会

日時 昭和三三・六・二(月)十時—十四時四十分

場所 東京大学大講堂南側会議室

出席者 内田委員長、京都、横浜国立、秋田、静岡、埼玉、名古屋工業、電気通信、各大学長、千葉大学長代理、古賀、大塚、佐々木、森田、佐藤、各専門委員。

欠席者

九州、お茶の水女子、大阪、滋賀、北海道、東京学芸北海道学芸、大阪学芸、山口、各大学長、山内専門委員。

員。

内田委員長主宰の下に開會

専門委員会を次の通り、東京大学会議室において

- 第一回 昭和三二・一二・一二(木)
- 第二回 〃 三二・一二・二五(水)
- 第三回 〃 三三・一・九(木)
- 第四回 〃 三三・一・三〇(木)
- 第五回 〃 三三・二・一一(火)
- 第六回 〃 三三・三・四(火)
- 第七回 〃 三三・四・二二(火)
- 第八回 〃 三三・四・三〇(水)
- 第九回 〃 三三・五・一三(火)

開催し、毎回研究内容を整理し、これをプリントに作成して、予め各委員に配布して、本日の委員会開催までに検討を願ひ、ご意見をまとめられた次第である。

嶺山お茶の水女子大学長より、書面をもつて、次の如く意見を寄せられた。即ち配布された書類を視ると、内容は概して質的な研究に主眼が

おかれていて、それはよいが、量的に再検討を加えて欲しい。つまりどの程度に学生を増募するか、これに要する大学の予算はどうするかなどを研究して欲しいと。

清水名古屋工業大学長より、嶺山学長の意見に賛成である。

国立大学を通じて理学部が比較的少ないから、これを強化するといふ。実験物理を推進する必要がある。大学の科学技術においては、修業年限を延長するといふとの意見が多いようである。技術と技能との区別も、まだはつきりしていないようであるし、インダストリアル・インジニアリングを経営工業と謂つてゐるが、はつきりしない点もある。などの意見が述べられた。

内田委員長より、

科学技術教育振興に関する決論を出すことは、急速にはできない。ご意見も承つたことであるから、総会前に、来る六月五日(木)に専門委員会を開いて、本委員会としての中間報告書を作成し、総会に報告したい旨を述べられ散会した。

備考 この議事要録に関連して

昭和三十三年六月発行の会報第十四号第一三・一四頁掲載「科学技術教育振興に関する連絡委員会中間報告(第一次)」参照願ひます。

2 科学技術教育振興に関する連絡委員会専門委員会(第十回)

日時 昭和三三・六・五(木)九時半—一三時

場所 東京大学大講堂会議室

出席者 内田委員長、山内、古賀、大塚、佐々木、森田、佐藤

各委員

内田委員長主宰の下に開會

去る六月二日(月)開催の本連絡委員会において予定した通り、来る六月十三日(金)に国立大学協会の第十六回総会が開催されるので、こ

れにまにあうように、それぞれ専門委員分担原稿を整備し、中間報告書として印刷製本の上、各関係方面に配布報告する旨を述べられ散会した。

備考

科学技術教育振興連絡委員会中間報告書（会報第十四号別冊）
国立大学協会

として同時に発行（昭和三十三年六月）それぞれ各関係方面に配布した。

3 第一常置委員会

日時 昭和三十三年六月十二日午後一時三十分—四時

場所 学士会々議室

出席者 蟬山委員長外委員全員

一、文理学部を整備改善について

先ず委員長から、本問題についての今日までの経過及びその内容の推移について説明があり、各委員からの補足説明もあつて問題の所在を確めた上、今後の取扱いについて種々検討した結果、この問題は、一般的な問題としての論議はすでに文部省の「大学の組織運営に関する改善要項」を参照して各関係、大学側の考慮を促すことに致した以上その結果とも見られる十四の大学で検討を重ねて得た結論「十四の大学は、それぞれの実情に即して改組案を樹て、本年九月末日までに個々に文部省と相談すること」との連絡委員よりの報告を採りあげ、それに如何に文理学部を改組するにしても一般教育が退歩しては困るので、退歩しないという条件を附けることにして、文部省との接衝結果を待つて必要あれば検討することとし、一応本問題は審議を打切ることとした。

一、一般教養担当部局の制度化について

本問題の重要性に鑑み、慎重に検討することとし、そのためには各

大学に更めてアンケートを出し、その回答を整理した上検討する。
アンケートの内容については明日の総会において相談することとした。

一、学徒厚生補導審議会の答申について

(一) 大学における学生の厚生補導に関する組織およびその運営の改善について

(二) 大学における学生の健康管理の改善について

右二件について、学徒厚生審議会より答申が出されたが、内容は厚生補導、健康管理の問題であつて第三及び第四委員会の所掌事項であるが、同時に管理、制度の問題につながる関係上本委員会にも関連する事項なので、どの程度に採り上げるか、明日の総会の意向を待つてはつきり決めることとする。

一、大学院の設置について

理学部を置く新制大学（七大学）に大学院を置くことについて理学部長会議の要望が出ているが、本件は科学技術教育振興に関する連絡委員会で取扱うべき筋のものと思われるので、本委員会としてはこれを総会に報告して取次ぐことに止めることとした。

4 第六常置委員会

日時 昭和三三・六・一二（木）午後三時—五時

場所 東京大学大講堂南側会議室

出席者 各委員、各専門委員

（欠席者）内田委員、但し、名古屋大は代理者出席
井藤委員長主宰の下に開会

委員長から、大要次のような説明があつた。即ち、大学の財政問題につき、各大学へ照会することは、毎年同一のことであり、意義がないではないか、又文部省の努力に拘わらず、なかなか解決もしないので中止してどうかとの話もあるが、総会の議事を円滑に進めるためには都合がよいから本年も回答を求めた。これに対し十三大学（福島大、茨城大

埼玉大、東京大、東京農工大、一橋大、金沢大、富山大、名古屋工大、神戸大、四国中国地区協議会、愛媛大、長崎大）から回答があつた。大体前と同一であるが、多少表現が異なり、又は、重点のおきどころが違つているものがある。これを類似のものにより整理すると次の通りである。尤もこのほかに問題がないというのではない。

1、教官等研究費の増額

(1) 一般的に増額を要望するものと、具体的に現行の二倍乃至三倍の増額を要望するものとなる。

(2) 新設大学の教官研究費を旧制大学の二分の一のところまで引上げること。

(3) 専任教官或は大学院教官の講座手当又は研究手当の新設

(4) 専任講師の研究費の新設

(5) 研究生へ研究費の新設

2、在外研究員制度の拡充

一般的に拡充してほしいという要望と新設大学に少いから増額してほしいという要望がある。

3、内地研究員制度の拡充

4、教育研究旅費の増額、特に調査旅費、学会出席の旅費

5、教員及び事務職員の定員増加

(1) 新制大学院の研究補助員の増加

(2) 学生増募に伴う教員の増加

(3) 一般教養課程の教官の増加特に助手、実験補助者の増加

(4) 新設大学の教官の増加

(5) 会計職員の増加

昨年から債権管理法及び物品管理法が施行され、事務がふえたので、これに伴う増員を要する。

(6) 図書館職員の増加

(7) 大学事務が複雑なので、これを簡素化して常勤職員、賃金支弁者等の整理を行い、その人件費を校費に充当すること。

6、国立大学の文教施設費の増額

(1) 一般的に増額を要望するものと、具体的に五十億円又は八十億円

の増額を要望するものとなる。

(2) 新制大学院の建物、学生増募に伴う建物、又は図書館、学生寮の経費を計上すること。

(3) 教育研究用の設備更新経費のため特別措置を講じ、別途予算計上すること。これがためには年次計画を明確にし計画通り実施すること。

(4) 光熱費の予算については大学の特殊性に鑑み、特別料金等特別の措置をとること。

7、学生経費の増額

一般的増額の要望と、具体的に理工科系については一・五倍の増額を要望するものとなる。又、補導厚生費の増額を要望するものがある。

8、中央管理費の確立

9、基準教育費の設定

10、国立大学の財政審議会の設置

11、大学特別会計の設置

12、人文社会系関係経費の増額

以上につき種々話合つたが、これが根本的具体的対策についてはま

とまらず、今回は重点的に次の二項目について要望することとした。

1、広い意味の教官研究費の拡充

2、広い意味の大学施設費の拡充

5 第十六回総会議事要録（第一日）

日時 昭和三三・六・一三（金）午前九時三十分

場所 日本学術会議講堂

出席者 各国立大学長

文部省 緒方大学学術局長、春山大学課長、蒲生庶務課長、西

田学生課長

茅会長議長席につき開会を宣す。

まず、会長から、矢内原前会長の退官に伴い、去る一月十六日の理事

会において後任会長の互選の結果、私が当選したので各位のご協力により重責を全うしたい旨の挨拶あり、本日の議事日程の説明があつた。

一、学長交替について
 会長から前総会以後における学長交替について、次の通り紹介があつた。

大学名		(新)	(旧)
東京大学	茅誠司	矢内原忠雄	
京都大学	平沢興	滝川幸辰	
三重大学	野村武衛	学長事務取扱 中野清作	
愛媛大学	香川冬夫	辻田力	
大分大学	草場勇	花田大五郎	
鳥取大学	三浦百重	松田清勝	
弘前大学	野村七録	郡場寛	
富山大学	梅原真隆	石原寅次郎	(昭和三十三年一月二十五日逝去)
佐賀大学	今中次磨	西久光	
福井大学	長谷川万吉	重松倉彦	
鳥根大学	早坂一郎	学長事務取扱 原田虎彦	
帯広畜産大学	田所哲太郎	大野勝治	
福岡学芸大学	石橋忠次	藤井種太郎	
山口大学	田中晃	松山基範	
岡山大学	八木日出雄	清水多栄	(昭和三十三年一月二十七日逝去)
香川大学	大泉行雄	学長事務取扱 大泉行雄	
東京商船大学	浅井栄資	井関貢	(昭和三十三年三月九日退官後逝去)

学長事務取扱

東京水産大学

篠山武次郎

庵原 順一

(昭和三十三年五月二十四日逝去)

二、会務について

会長から次の通り報告があつた。

1、役員会 一月十六日及び四月十九日開催

(会報第十四号第一〇—一四頁所載)

なお、本日本総会前、総会の運営について役員会を開催した。

2、前回の総会における決議に基づき、要望書及び意見書を文部省その他の関係先に提出した。

(会報第十四号第二七・二八頁所載)

3、矢内原前会長に対し記念品として書架を贈呈することにした。

4、滝川第一常置委員会委員長の退任による後任の委員長については書面により互選の結果、嶺山お茶の水女子大学長に決定した。

5、去る一月科学技術教育の振興に関する予算の増額につき、本協会の名において要望書を文部省その他の関係先に提出したから了承願いたい。

三、決算及び予算等について

1、昭和三十三年年度決算について

進藤事務局長から、別紙決算書及び財産目録につき説明があり、異議なく承認された。

2、昭和三十三年年度予算について

進藤事務局長から別紙予算案の内容につき説明があり、異議なく承認された。

四、前総会(第十五回)における決議に基づき提出した要望書及び意見書に対する文部省の措置について

緒方大学学術局長から次の通り説明があつた。

1、国立大学予算の大幅増額について
 右については、特に昨年度において科学技術教育振興の観点から一般社会及び政治界からも強く関心を持たれたが、文部省としてもこの機会に画期的に大学予算を増額したいと考え、従来の規模を破

り昨年度比一六四億円増を要求した。そして側面的に大学側からも援助を願ひ、文部省としても努力したが、科学技術教育振興の声が大であつた割りに予算の増額は十分に達成されず、昨年度比三〇億円の増額となつた。私としては、教官研究費、学生経費、設備充実のための費用等基準的経費の増額に重点を置いたが、十分にいかなくつた。在外研究員費は昨年度の二倍以上を要求したが、昨年度比一割増の一億一千万円となり、また、文教施設費の増額も十分にいかなかつたので、意見を伺ひ更に明年度要求したい。

2、入学試験の時期について

右については、入学試験研究協議会（国公立大学教授、高等学校校長に委員を委嘱。）で検討願つた結果、現行通り実施していききたいという結論になつた。

3、大学教官併任及び兼業について

右については、度々大学側の意見を聞き、文部省でも検討しているが、文部省が採つている方針の趣旨は、国立大学協会の考え方に反するものではない。問題は運用の仕方であり、意見書においても人事参事官の通牒に示された基準が従来形式的に運用される傾きがあつたことを指摘されている。文部省としては、今後運用の面で各大学の意向を尊重してケース・バイ・ケースで慎重に実施したい。その際、各大学の専任の教育研究に支障ないようにするという精神は貫いていきたいと考えている。

右の説明に対し、入学試験の時期の問題につき、江国横浜国立大学長から、従来本協会がこの問題を研究したとき入学試験研究協議会があることを知つていたが、現行制度のままでは大学側が困るので、この問題を探り上げて検討し、要望書を提出したのである。只今の説明によると、色々な点から考えて結局従来通りになることになつたとのことであるが、協議会の決定は本協会の決定より重いか。本協会の決定は無視されているが、本協会としても何らかの意思表示があつて然るべきである。各大学に対し一期二期のいずれを希望するか照会があつて然るべきだが、何の通知もない。将来共大側は無視されるのか、また、大学側は文部省の決定通り実

施すればよいのかはつきり承りたいとの意見が述べられ、緒方大学学術局長から、各大学には通知を出していない。入試の時期について横浜国立大学だけから意見があつたので、協議会に提出して検討した。入試の問題については、国公立大学、高等学校の意見を聞く必要があるとの回答があつた。これに対し江国横浜国立大学長から、入試の時期の問題については、横浜国立大学だけでなく、各大学から希望がある。協議会に提出して決定すること自体は悪くないが、一期、二期の区分は随性に押されて決められており、これから派生する浪人問題をいかにして解決するかということは考えられていない。現行制度通りとするのは、現状より少しも進歩改善しないから、協会としても考える必要があると述べられた。

五、各常置委員会の協議状況報告

各委員長から、それぞれ所管事項について、次の通り報告があつた。

第一常置委員会 嶺山委員長

1、文理学部問題について

右については、過去数年間に亘り本委員会で検討してきた問題で昨年九月一応、従来この委員会で検討してきたことを中心として文理学部を有する各大学において文部省と具体的に折衝するのがよいということに決つていたが、昨年九月本協会としても一定の方針をもち、個々の大学との連絡の必要があるとの要望あり、再びこれを採上げることとなつた。昨年九月本委員会開催の際、偶々文部省において作成した国立大学組織運営に関する改善要項あることを聞き、その際その説明を聞き、そこに列挙してある文理学部の方針に、本協会の従来の方針を加味し文理学部関係の十四大学において、更に検討することとなつた。また、文理学部問題と関連のある一般教育の問題についても少し詳しく調べる必要があるのか、関係大学に対し文理学部と一般教育との関係につきアンケートを出した。二十六大学から回答があつたので、その回答をいかに取扱うべきかということ、また、昨年十二月文理学部関係国立大学長協議会から、文部省へ文理学部の内容充実についての要望書を提出した

とのことであるが、これに対しどのような態度をとるかにつき昨年四月の役員会に報告し（会報第十四号掲載）、審議した。その際も、この問題については本協会としても何らかの方針をはつきり決めておく必要があるとの意見もあり、また教育制度に関係ある他の会からも意見が出たとき、本協会において意見がないというのも如何かと思うので、本委員会において検討するようにとの要望があつた。よつて昨日本委員会に諮つたが、一般的な問題としては既に論議が尽くされたので、今後いかに取扱うべきかを討議したが、一昨日文理学部を置く十四大学の学長会議が開かれ、文部省と相談して各大学長が個々の改善の具体案を作ることと申合せたので、その結果を待つて本委員会において検討する必要があるか否かを決定しようとする多くの意見が傾いた。しかし、文理学部の整備の問題については、一般教育との関係が密接なことを考えると、一般教育の弱体化を来してはならない。むしろ一般教育を強化するような改善を要望しなければならぬというのが全員の意見であつた。論議としては一応打切るが、各大学と文部省との折衝の結果により、必要があれば本委員会を取上げることとした。

2、一般教育についてさきに出したアンケートにおいて、文理学部問題は一般教育の問題と関係があるので、一般教育の問題にも触れたが、一般教育の問題自体についてその改善案を考えなければならぬ。それで一般教育の問題についてアンケートを出す場合は、どういう形するかを本日午後の委員会で検討することとする。

3、昨年末学徒厚生、補導審議会から文部大臣に答申があつたが、これは大学に至大の関係あり、第三、第四常置委員会は学生の厚生、補導に関する問題の具体的な委員会であるが、本委員会も関係があるので、第三、第四常置委員会と併行して審議することとする。

4、さきに、理化学部長会議において科学技術教育の一環として理学部をもつ七大学に大学院を設ける話があり、本協会においても考慮願つたいとの要望があつた。右については、本協会に特別委員会があり、既に広範な問題として取りあげてあるので、これとの関連を考え、また、役員会とも相談して適当な措置を取る必要がある。

第二常置委員会 小林委員長

昨年の総会以降委員会を開いていないので、特別に報告することはない。学科課程、入学試験等について問題があれば、本委員会の委員でない方にも提出願つたい。

第三常置委員会 東委員長

特別に報告することはない。

第四常置委員会 戸田委員長

特別に報告することはない。

第五常置委員会 寺沢委員長

特別に報告することはない。

第六常置委員会 井藤委員長

大学財政の問題について各大学の意見または要望を聞くため、質問状を出したところ、北大ほか十三大学から回答があつた。このことは毎年実施していることであるが、文部当局のご努力にもかかわらず大学財政における問題が解決されないで、議事整理の意味をも含めて今年も実施した。右の要望を列挙すれば次の通りである。

(一) 教官等の研究費の増額

1、教官研究費の増額

一般的に現在の二倍又は三倍に増額してほしいという要望と新設大学の研究費を旧設大学の二分の一に引上げてほしいという要望がある。

2、教官の講座手当又は研究手当の新設

3、専任講師研究費の新設

4、研究生に対しても研究費を支給されたい。

(二) 在外研究員制度の拡充

一般的に拡充してほしいという要望と新設大学に少いから増額してほしいという要望がある。

(三) 内地研究員制度の拡充

教育研究旅費の増額、特に研究調査、学会に出席のための旅費の増額

(四) 教職員の定員の増加

1、新制大学院における研究、補助員の増加

2、学生増募に伴う教務職員の増加

3、一般教養課程担当教官の増加、特に助手、実験補助職員の増加

4、新設大学の教官増加

5、債権管理法及び物品管理法の制定により会計の事務量が増えたので、会計職員を増加されたい。

6、図書館職員の増加

7、現在の大学の事務は必ずしも簡素化されていないので、その簡素化を計り、節約された経費を他の経費に廻してほしい。

（丙）国立文教施設整備費の増額

1、一般的に増加してほしいというものと、具体的に五十億円または八十億円に増額してほしいというものがある。

2、新制大学院の建物の経費の増額

3、学生増募に伴う図書館及び寮の増設

4、設備更新費につき、年次計画を樹てるとか、特別予算を組むと
かして特別の措置をとつてほしい。

5、教員養成大学の学部における理科の設備の充実

6、新制大学院における設備の充実

7、学生増募、建物新築に伴う設備の増加

8、図書館図書費の増額（特に人文、社会）

9、光熱費の予算につき、特別の措置をとつてほしい。（特別料金
制の設定）

（丁）学生経費の増額

1、一般的に現在より増額してほしいというものと、具体的に理工
系学生経費を一・五倍に増額してほしいというものとある。

2、補道厚生費の増額

（戊）大学における中央管理経費の予算化

基準教育費の設定

（己）国立大学の財政審議会を設置し、大学財政の合理化及び経費の増

加を計らいたい。

（ロ）大学について特別会計制度を設置してほしい。

（ロ）人文、社会科学部門における経費の増額

以上の事項について、昨日委員会を開き、協議した。まず、根本的な対策としては、大学の意義、自然科学及び人文、社会科学の研究の必要性を政府と一般社会に認識してもらうことが必要であるということであつたが、具体的な結論は出なかつた。右のことについては、総会においても具体的な方法を検討願うようお願いしたが、案があれば提案願いたい。毎年大学財政の問題について本総会で決議願つて各方面に要望しているが、今回は方法を変えて重点的に、（一）広義の教官研究費の拡充、（二）広義の大学施設整備費の拡充の二項目に絞つて要望してはということであつた。また基本的な財政計画を設定して予算を要求してほしいとの希望があつた。

第七常置委員会 村上委員長

特別に報告することはない。

科学技術教育振興連絡委員会 内田委員長

会報第十四号別冊科学技術教育振興連絡委員会中間報告書により報告があつた。なお、今日以後適當の機会において、連絡委員会を開催して、中間報告書のうちから重点的に何等かの要望を取り出す予定である旨、説明があつた。

次で質疑応答に移り長谷川福井大学長から、さきほど意見書に対する文部省の措置について緒方局長から説明があつたが、要望書は何度出してもよいが、いかにして有効にこれを徹底させるかが重要であるとの意見が述べられ、森戸副会長から、従来要望書は、会長または関係委員長と一緒に持つて行つた。その際責任者がいなければ代理者に会つていたとの回答があつた。戸田金沢大学長から、国立大学施設の充実には非必要であるが、毎年要求してもこれが実現はなかなか容易ではない。それで地方公共団体が一部を負担してくれるならば、教材費国庫負担法や理科教育振興法等により実施しているように国庫と地方公共団体がそれぞれ半分ずつ負担して実施することはできないものかとの質問があり、緒方大学学術局長から、国立大学の施設費は国費で賄うのが建前である。地方公共団体との関係について見ると、大学、学部を新設する場合に事実上地方公共団体の援助を願つてい

ころもあるが、地方公共団体の財政状態は必ずしもよくない。しかも最近地方財政の再建に関する法律が制定されて、地方公共団体の国に対する寄附を禁止する規定さえある。従つて地方公共団体の財政の負担において国立大学施設の充実はできないとの回答があつた。更に戸田金沢大学長から、さきに述べたようなことにつき法律を制定することを要求しているのではない。国が全額を負担することになると、なかなか施設の増加はできないから、できそうなことを実現したいというのが大学、学部の希望である。例えば十億円のうち五億円が調達できれば、残りの五億円を文部省が優先的に出すことはできないかとの質問があり、緒方大学学術局長から、右のことをはつきり決めて実施することは、実際にはなかなかむずかしい。地元が一部を負担するならば、国が経費を出してやるといふようなことはよくないとの回答があつた。寺沢電気通信大学長から、第六常置委員会において要望事項を二項目に絞ることにしたことは賛成であるが、そのほかに教官の待遇問題を追加してほしい。現在のような待遇ではよい教官を獲得することはむずかしいとの発言があつた。また、北川大阪学芸大学長から、研究旅費に関連することであるが、講師や若い助教授が学会に出席する場合、旅費が少なくて困つてゐる。それで以前にあつた国鉄の運賃割引はできないものか第六常置委員会で調査研究願つて、もしできないものならば実施できるよう本協会としても善処願いたいとの要望があつた。次いで朝永教育大学長から、附属学校教員の勤務評定については、大学の管理機関において適確に実施することになつてゐるが、実際にはいかにして実施すべきかとの質問があつたが、右については各大学共その管理機関において研究検討してゐる段階であるとのことであつた。

六、役員の変更等について

茅会長から、本日をもつて役員全員が任期満了となるので、会則により理事十四名、監事二名を互選することとなるが、理事は、従来の慣例により、六地区に分けて互選することとし、監事は、前例により関東、近畿地区より一名ずつ選出願いたい。また常置委員会の委員については、各自の所属の希望を出していただいで役員会で整理の上、

決定することにした」と述べられ、承認された。以上をもつて午後〇時五分午前中の会議を終り、昼食休憩となつた。午後一時三十分再開。

七、役員の変更及び常置委員の所属換えについて
右について、進藤事務局長から次の通り決定したとの報告があつた。

役員

会 長（理事） 茅 誠司（東京大）
副会長（〃） 森戸 辰男（広島大）
理 事 杉野目晴貞（北海道大）
〃 黒川 利雄（東北大）
〃 内田 俊一（東工大）
〃 江国 正義（横浜国大）
〃 小池 敬事（新潟大）
〃 戸田 正三（金沢大）
〃 勝沼 精蔵（名古屋大）
〃 平沢 興（京都大）
〃 正田建次郎（大阪大）
〃 児玉 桂三（徳島大）
〃 山田 稷（九州大）
〃 鰐淵 健之（熊本大）
〃 井藤 半弥（一橋大）
〃 古林 喜楽（神戸大）

各常置委員会委員変更

渡辺秋田大学長	第一常置委員会	第二常置委員会
今中佐賀大学長	〃	第五常置委員会
小池新潟大学長	第二常置委員会	第七常置委員会
児玉徳島大学長	第三常置委員会	第五常置委員会
落合奈良女子大学長	第五常置委員会	第七常置委員会
山内宇都宮大学長	第六常置委員会	第四常置委員会

（新） （旧）

阿部福島大学長 第六常置委員会 第三常置委員会
 石橋福岡学芸大学長 第七常置委員会 第六常置委員会
 小林千葉大学長 // 第二常置委員会

次いで、茅氏から会長に就任の挨拶があつた。これより各常置委員
 会が各別室において開催された。

なお、明日開催予定の文部省主催の国立大学長会議は都合により取
 止めとなり、午前九時三十分より引続き総会を開催することになつ
 た。

第十六回総会議事要録（第二日）

日時 昭和二三、六、一四（土）午前九時半
 出席者 前日に同じ

茅会長議長席につき開会を宣す。

一、常置委員会委員長につきて

茅会長から、右は次の通り決定したとの報告があつた。

- 第一常置委員会委員長 蟬山お茶の水女子大学長
- 第二 // 小池新潟大学長
- 第三 // 東 茨城大学長
- 第四 // 戸田金沢大学長
- 第五 // 寺沢電気通信大学長
- 第六 // 井藤一橋大学長
- 第七 // 村上東京学芸大学長

また、常置委員の所属換えにつきて次の報告があつた。

(新) (旧)

- 草場大分大学長 第三常置委員会 第二常置委員会
- 田中山口大学長 第一 // 第七 //

二、各常置委員会所管事項の報告

昨日開かれた各常置委員会の審議事項について各常置委員長から報
 告があり、それについてそれぞれ質疑応答があつた。その概要は次の

通りである。

第一常置委員会 蟬山委員長

1、一般教育につきて

従来関東甲信越地区国立大学長の間で一般教育について、殊にそ
 の制度の面で問題があるので第一常置委員会で取上げて検討するよ
 うにとの要請があつたが、昨年末、一般教育の問題は文理学部問題
 と関係があるので、一般教育の問題を含めて文理学部問題につき各
 大学にアンケートを出した。文理学部問題については、一応、今後
 の推移に俟つことになつたので、今度は一般教育自体の問題として
 アンケート等の資料により調べることになつた。アンケートは、①
 一般教育の現状②一般教育の運営につき困難を感じている点③改善
 の方策の三点についてであるが、このような形の設問は抽象的であ
 るので、もう少し具体的に決める必要がある。そこで各委員の意見
 を聞いたが、一般教育を具体的に考えると、各大学で相違があるの
 で、設問事項を具体的に決めることはできない。それで各委員は文
 書で何らかの問題を一カ月以内に委員長に提出することにしてはど
 うか、大学基準協会が一般教育についてアンケートを出しているの
 でこれを参照し、各委員の意見を伺つた上で、これと重複しないよ
 うに設問事項を作つた上でアンケートすることになつた。設問事項
 は出来次第発送するが、各大学では、これを事務的に取扱わない
 で、学長の判断において適当な措置をとつてほしい。

2、学徒厚生補導審議会の答申につきて

右については、第三、第四常置委員会とも関係があり、戸田委員
 長からも報告があることと思うが、適当に配慮願いたい。

第二常置委員会 小池委員長

主として入学試験について協議したが、前総会の決議に基いて文
 部省に提出した要望書の趣旨を再確認し、文部省がその趣旨を尊重
 するよう希望する。

浪人の問題は一朝一夕に解決できないから、当面の問題としては
 取上げぬこととする。

学科課程として一般教育のあり方、内容について、文部省に資

料を出してもらつて秋の総会までに検討することとする。

右の説明に対し蠟山委員長から、第一常置委員会で行うアンケートにも一般教育の問題を含んでいるから第二常置委員会と一緒に検討することにするかどうかとの質問があり、小池委員長から、第一常置委員会と連絡して実施したいと答えられた。

第三、第四常置委員会 戸田委員長

学生健康保険については、学徒厚生補導審議会の答申と睨み合せて更に検討することとする。

学徒厚生補導審議会の答申は結構であるが、近く国立大学の学生部長会議が開かれるから、そこで審議した上で各大学にお持ち帰り願ひ特に要望のある事項を纏めてほしい。

学徒厚生補導審議会の答申については本協会の専門委員会に検討をお願いすることとする。

第五常置委員会 寺沢委員長

大学教官の併任及び兼業については、前回の総会において問題となつたところであるが、杉江人事参事官の列席を求めて説明を聞いたが、この件の取扱方については、今後大学の意見を尊重し、実情に合うよう弾力性をもたせた取扱ひをすることであつたから、本委員会としては暫く静観の態度をとることに了承した。

第六常置委員会 井藤委員長

天城会計参事官、春山大学課長にも列席願つて、昨日の総会に報告した諸問題のほか、それに関連して委員から希望のあつた問題や科学技術教育振興に関する専門委員会の財政問題についての中間報告をもあわせて検討した。その結果、「国立大学の予算につき根本的な計画を樹立し、大学の諸経費殊に教官研究費、大学施設設備費及び教官の待遇改善費の大巾増額を要求する」ことにつき本総会で決議願ひ、会長において現在の政治状況を考慮し、有効適切な措置をとつてほしい。

清水名古屋工業大学長から、大学財政の問題は本協会の重要な問題であるが、毎年同じようなことを陳情するに止つてゐる。大学財政の問題がなかなか解決されないのは大学の数が多過ぎるためであ

るという意見もあるが、果して大学が多過ぎるかどうか検討する必要がある。各地方大学も地方産業の発展に貢献している。すべての大学を充実することは学問の水準を重点的にあげることには支障がある。学問が裾野を拡げて発達するか否かは検討を要する問題である。大学が多いことが文化国家をつくることに貢献していると考えるが、大学財政の充実のための基本的な方策が財政的裏付けをもつて国により樹立され、年次計画によつて実施されることが望ましい。新内閣ができたこの際、本協会として何らかの意思表示をし、強力な活動をされるよう希望する。科学技術教育振興の掛声は既に稍弱くなりつつあるかの如き感がある。国家の将来の発展に影響のある科学技術教育の振興について強力な運動をされるよう希望するとの意見が述べられた。福田鹿児島大学長から、教官研究費の増額は是非お願いしたい。研究費は、旧設の大学に厚く、新設の大学に薄いのではないか。本学では教官が実際に使える研究費は所定額の四分の一乃至五分の一である。理事には旧設の大学の学長が多いが新設の大学についても考慮したい。施設の充実については、従来研究室と講義室に重点が置かれたが、それも一応充実したので、今後は図書館、学生会館、図書室等学生の厚生施設に関する経費の増額を考慮したいとの要望が述べられた。早坂島根大学長から、屋外の調査研究のための旅費が十分でなく、科学研究費が食われているので、これが増額を考慮したいとの要望が述べられた。また吉井岐阜大学長から、大学予算の全体的増額は結構であり、文部当局も努力されているが、今年度一割位増加した分は紐付き経費である。地方大学の施設は貧弱で整備を要する面が非常に多いので、大蔵省の担当官や国会の文教委員にも視察していただいて、せめて大学としての最低のレベルまでも引上げるよう努力してほしいとの要望が述べられた。鰐淵熊本大学長から、五年前教官研究費については、新設の大学も旧設の大学も同じにしてほしいと要望したが、その後両者の差は益々甚しくなる一方であるから、この点につき見通しのある答弁を伺いたいと述べられた。また、渡辺秋田大学長から、省令で講座制大学と学科目制大学の区別を設けたことは新設大

学にとつて残念である。学部については、新設大学と旧設大学により区別をつけないことが望ましい。大学院については別個に考えて学部については新設大学と旧設大学との差を縮めるよう考慮したい。また、本協会の理事についても、学科目制大学から加えてほしいと述べられた。

第七常置委員会 村上委員長

教員養成制度の改善については、中央教育審議会で検討され、全般的審議を終つて結論を纏める段階に入つた。昨日村山教員養成課長から審議の経過を説明願ひ、文部省の意向も聞いた。

協議した事項は次の通りである。

1、現行の教員養成制度は計画養成ではないから不安定である。計画養成は義務教育のみならず高校教育についても行うべきである。計画養成を推進するには教員養成の目的を明らかにする必要がある。そして教員養成の目的を明らかにすると同時に望ましい教育課程を規定すべきである。

2、望ましい教育課程ができれば、次に教員養成大学の組織を整備強化する必要がある。その場合単独の大学にするか、学部とするか、或いはその両者を併用するかの三つの方法があるが、いずれによるにしても望ましい体制をつくる必要がある。

3 教員需給の調整を計り、教員養成の基準を作つて、教員養成大学卒業者の就職を確保することができるよう計画養成することが必要である。このことは小学校教員については問題はないが、中学校、高等学校の教員の計画養成については種々の問題がある。

教員の計画養成を推進していくためには以上三つの問題を解決することが必要であるが、そのためには現行の免許法の改正その他の新しい法的措置が必要である。そして免許法の改正については、(一)教員養成について望ましい基準ができれば、課程認定の基準を厳重にする必要がある。(二)現在の免許状授与の方式に問題があるのではないかと思われるので、新たに検定制度を考慮する必要がある。

教官の待遇の問題については、これが基本的な解決は直ちに望めないが、教師の社会的評価が小学校、中学校、高等学校により違ふ

のは是正されなければならない。

現職教育と教員養成が一貫して行われる体制をつくる必要がある。しかし四年制の大学では無理だから、現職教育を補つてやる必要がある。そのために現職教育制度を設ける必要がある。

教員養成制度の改善については重要な段階にあり、目下中教審において審議中であるから、これに注目を払い、必要に応じて委員会を開くこととした。なお、御意見があれば文書なり口頭でお伝え願ひたい。

(各委員会の協議事項を整理するために午前十時四十五分から約二十分間休憩)

三、本総会における協議事項の取扱について

会長から、休憩中に開催した役員会において協議した結果につき、次の通り報告があつて承認された。

1、大学の諸経費の大巾増額について

このことについては、昨年も総会の決議に基いて要望書を提出したが、今回は内容的に教官の待遇改善の問題をも加えて要望書を提出することとした。要望書は、会長が事務局と相談して前回の要望書と矛盾しないように作り、総理大臣、文部、大蔵両大臣、衆参両院の文教委員長に会長、副会長及び第六常置委員会委員長が持つて行き内容を説明することとした。

2、講座制大学、学科目制大学の区分に関する問題について

このことは今直ちに解決できるような問題ではないので、別の機会に討論願ふこととし、今回は触れないことになつた。

四、昭和三十三年国立学校予算その他について

右について、緒方大学学術局長から、次の通り説明があつた。

昭和三十三年度の国の全体の一般会計予算は一兆三千二百二十一億円で、文部省所管の予算は千五百四十一億五千三百万円(総額の一一・七パーセント)である。右のうち国立学校予算は三百九十九億八千三百万円、昨年度比三十億四千九百万円増である。増額分の内訳は、人件費十六億二千二百万円(定員増、等級別定数の改訂による。)講座研究費五億二千百万円、学生経費一億七千二百万円、教官研究旅費

三千五百万円、病院関係経費一億一千九百万円、設備費三億七千万円、庁費等二億七百万円である。昨年以來科学技術教育振興の必要性が強調され、教官研究費の増額を重点的に要求したが、前述の金額に止まつた。その増額の内容は、講座制大学については、実験講座二〇パーセント、非実験講座五パーセントそれぞれ増、学科目制大学については、実験一〇パーセント、非実験五パーセントそれぞれ増であるが、うち節約三パーセントが含まれるので、実際の増額はこれより下廻る。学生経費については、理科系に重点が置かれ、学科目制四〇パーセント増、講座制は学科目制の増に対し七〇パーセント増（昨年度比六八パーセント増）で、理科以外は学科目制、講座制とも五パーセント増であるが、いずれも節約分を差引かれる。新規事項の主なもの

は次の通りである。

- 1、原子力教育研究関係
昭和三十三年度は昭和三十二年度に引き続き、五大学を中心に九講座増設した。

大学院修士課程学生も四一名増募することとした。（昨年度とあわせて一一五名の増加となる）

研究所研究部門を三研究所につき六部門増設した。

京都大学に原子核工学科を新設した。

- 2、学部の新設

東京大学に薬学部を新設した。

- 3、短期大学関係

三大学に三学科を増設した。

大阪外国語大学に短期大学を併設し、久留米工業短期大学を新設した。

- 4 学科の新設

科学技術教育振興の観点から一三大学に自然科学系学科を一五学科に新設した。

- 5、特別教課の教員養成学部の新設

従来ものを整備して二大学に新設した。

- 6、専攻科の新設

- 一七新設した。

- 7、講座の増設

一四大学に一八講座を増設した。

- 8、学生の増募

科学技術教育振興の観点から、理工系学部学生を三六大学につき一、〇七四名増募することとした。

定員と実員の開きが大きいため、これを調整するため、農学部、文理学部において五百名の定員減を行うこととした。文科系学生の定員を減らしてはどうかという議論には賛成できないが、就職率が悪くて実員が定員に充たないところについては、定員を削減せざるを得なかつた。ただし、学生の定員減に伴う教官の減員はしない。教員養成学部につき二年課程の定員を九四〇名減らし、五八五名を四年課程に振替えた。なお、学年進行に伴い教官を二〇名減らした。

- 9、学科目の新設又は整備

二三大学につき二五学科目を新設又は整備した。

- 10 附属病院の設置

県立鹿児島医科大学の附属病院を移管して、鹿児島大学に附属病院を設置した。

- 11 研究所の新設

大阪大学に蛋白質研究所、東京大学に理工学研究所を廃して航空研究所を、東京工業大学に旧設研究所の転換による工業材料研究所をそれぞれ新設した。

- 12 研究所研究部門の整備又は増設

一三部門を整備又は増設した。

- 13 学部附属研究施設の新設、整備

九の施設を新設した。

昭和三十三年度における教職員の定員は六三、六七七名で昨年度比一、七七〇名増であるが、そのうち常勤職員の転換分一、〇一三名を差引くと七五七名の増員となり、更に鹿児島大学附属病院の人員三〇〇名を差引くと四五七名の増となるにすぎない。これによつても分る

ように新規事項に対する増員はなかなか困難である。

科学技術教育振興のための予算についての考え方としては、教官研究費、学生経費等の基準的経費を増額し、既設のものの研究内容を充実することに重点を置いた。来年度の予算要求にあつては、更に検討し直して、もう少し効果のある方法をとらなければならぬと考へている。また、技術者を充実するために理工系学生を増募する必要があるが、昭和三十七年において理工系学生の不足数が八千名と推定し、これを国公立大学に振分けることとした。そして国立大学については初年度（昭和三十三年度）一、七一六名を増募することとした。その内訳は、既設の学部学科の定員増によるもの一、〇七四名、学科の新設によるもの四九二名、短期大学関係一五〇名である。学生の増募については、教官の定員確保と施設の充実が必要であるが思うように充員、充実ができなかつた。教官については、一般教育のための教官七四名が増員され、各大学に配当した。文教施設整備費は三億円であるが、そのうち約九億円（一万坪）を科学技術教育振興に伴う施設の充実に振向けたいと考へている。教官の定員増加がなかなか困難なので、学科の増設により定員を増加したが、定員を確保しても各大学とも実際の充員は急速に行われぬ。教官の欠員が定員の約四％あることが定員増加を阻む原因となつていたので、講座が新設された場合には、なるべく早く充員するようお願いしたい。

先日文部次官名で勤務評定に関し各大学長に通知を出した経緯は、勤務評定は、人事管理上必要であり、法律により決められた制度であるが、最近公立学校教員の勤務評定に対する政治的な反対が行われているのに呼応して、従来行われてきた国立学校の事務職員や附属学校教官の勤務評定を阻止する動きがあるとの情報があつたので、そのような事態が生じないように考へたからである。各大学で勤務評定につき意見を發表したり、教育委員会に意見書を提出した教官がいるが法律で決められた権限をもつ機関に対してこれを阻止するような言動は、その態様によつては政治活動の禁止条項に抵触する虞のあることを知らせること、また、学生が勤務評定反対のための運動をしないよう指導願いたいということも通知を出した意図である。大学教官の勤

務評定については、大学の管理機関に任せてあるので、各大学で基準を設けて実態に合うように実施願いたい。

右の説明に対し戸田金沢大学長から、農学部、文理学部の学生定員を減らしたが、教官は減らさなかつたとのことであるが、このことは将来とも厳守してほしい。また、この要望を大蔵省にも伝えていたいただきたい。本年度理工系学生を一、七一六名増募したが、来年度も引続き増募する考へか。金沢大学では、昭和三十二、三十三年度に八〇名を増募したが、非常に困つてゐる。来年度も増募するとすれば、教官の定員増加と施設の裏付をしてほしい。来年度も学生定員だけ増やし、施設と教官を増さないのであれば増募を断つてほしいとの意見が述べられた。茅会長から、中教審では、科学技術教育の振興については現在の線これを充実していくべきだという意見である。文教施設整備費は昨年度より一億円増えただけに、そのうち九億円が科学技術教育振興のために喰込まれた形になつてゐる。現在の学生増募のやり方は質を犠牲にして数を増す方向に向つてゐると述べられた。右に対し緒方大学学術局長から、今後学生定員を減らした場合にも教官の定員は減らさない。科学技術教育振興の今後の進め方はむずかしいが方針としては既設のものを充実していかなければならないと考へてゐる。しかし一面技術者の不足から理工系学生を増さなければならぬので、この点につき検討して要望に副うようにしたいとの回答があつた。今中佐賀大学長から、勤務評定についての文部当局の説明を聞き、文部当局が憂慮されてゐる点をもつともだと思つたが、勤評問題の背後にはもつと大きな問題がある。それは、公務員の政治活動に対する人事院規則が制定された際疑義があつたので、人事院に対し政治学会からも意見を述べたが、政府の立法過程における問題である。すなわち立法過程において公務員の政治活動は或程度認められるが、行政過程においては公務員は法の執行に従わなければならないという矛盾があるが、勤評問題にはこのような問題が潜んでゐる。勤評の立法過程においては教育界はあけてこれに反対したが、一旦立法されて実施されると、これに従わなければならないという矛盾がある。従つて立法過程において将来に問題を残さないようにすることが必要であるか

ら、以上の点につき十分考慮したい。戦後の教育行政の権限は教育委員会が握っているが、教育の自主性は教育委員会により確立されてない。また、国民の大部分は、教育は文部大臣が指導するものと考え教育の自主性に対して甚だ未熟である。我々教育界にある者は、一般の人々に教育とはいかなるものかを良く理解させ、国民の支えにより教育の自主性を確立していかなければならない。また、政府の日教組に対する施策としては、徒にこれを敵対視することなく、愛情をもつた態度で指導することが必要である。教育の問題については、政府当局も日教組も、もう少しよく話し合い専門家の意見を聞いて処置されるよう希望するとの意見が述べられ、茅会長から、右のことは、本協会としては慎重に取扱う必要があるから、よくお考えおき願いたいと述べられた。朝永東京教育大学長から、現在の勤評のやり方は昭和二十八年から昭和三十一年まで試験的に実施し、その結果文部省で適切な方法だと判断したので昭和三十三年から基準として実施しているのであるが、これについては、専門家、教育者の中にも相当批判的な意見がある。専門家からも批判があることから見て、なお検討の必要があるのではないか。また実施者の立場からどうかと思う点がある。今後実施者、専門家から意見が出るものと思うが、その際は文部省でもこれを考慮願いたい。勤評の問題を学問的な基礎の上に立つて適切なものにしてほしいとの要望が述べられ、緒方大学学術局長から、勤評問題について意見があればこれを聞くに吝かではない。勤評は、公務員のみならず民間会社等でも実施しているが、人事管理を適正に行う上に必要である。ただその適用の方法が問題であろうと思う。しかし勤評そのものの実施につき反対するのはどうかと思う。勤評の実施そのものにつき教育委員会に意見を述べるのは行過ぎである。勤評は最初全く事務的な観点から始め相当長い間研究し、漸次整理せられたが、これに反対が起つて政治的色彩が強くなつたのが現状と思う。勤評を実施する権限は基本的には都道府県の教育委員会がもち、文部省がこれを指導の立ち場で推進している。教育行政の内容に教員組合が容喙するのは行過ぎであり、教育の自主性の問題とは違うのではないか。教育委員会と日教組が対等の立場で争つていると考へ

るのは間違である。行政権の発動としての行為に反対するのは誤りである。附属学校は実験学校としての立場にあるから、一般とは違つた立場で考える必要があるが、現状では現行の基準で推進していただきたい。なお大学教官の勤評そのものは必要だと思ふが、基準は各大学において決めてほしいと述べられた。

五、国際大学協会理事會について

森戸副会長から、近く、一九六〇年に開催される総会で取上げる問題について予備的に意見を交換するため、カナダのケベックで理事會が開かれるので、これに出席することになっている。国際大学協会は一九五〇年に設けられ、六〇カ国、二六四大学が参加している。その主なものは、米国三一、ソ連三一、イタリヤ一九、ドイツ一八、英国一七、日本一四大学である。問題は次の通りであるから、意見があれば文書又は口頭で伝えていただきたいと述べられた。

この国際大学協会で問題して取上げられている主なものは次の通りである。

1、公共生活における指導的地位を占める者を大学において養成するが、社会的責任が閑却されているので、急変する社会において社会的責任をいかに考えるか。

2、理工学と人文科学とのバランスをいかに考えるべきか。

3、学生数の増加に伴う問題（建物、入学試験の問題、大学教育が民主化された場合大学の水準が下るか、才能のある者の教育をいかにすべきか、教師の不足の問題等）をいかに処理すべきか。

以上をもつて、午後一時閉会、第十六回総会を終了した。

総会終了後、国際文化会館において、文部省主催のガーデン・パーティが開催され、灘尾文部大臣、稻田次官以下関係官並びに各大学長及び各事務局長等が参集、談笑裡に散会した。

6 第三、第四常置委員会専門委員会

日時 昭和三三、六、二一（土）十時—十三時

場所 東京大学大講堂北側会議室
出席者 イ 各専門委員
ロ 欠席専門委員、一橋、京都大学
ハ 代理出席三名

第十六回総会時の申合せに基き、斯波専門委員会により開会

昭和三十三年六月十九日、二十日開催の文部省主催全国々立大学学生部長会議において(1)大学における学生の厚生補導に関する組織およびその運営の改善について(2)大学における学生の健康管理の改善について。行われた学徒厚生審議会の答申を中心として討議された結果を参考としてさらに深く問題点を掘下げて検討を行った。その際この答申の持つ重大性に鑑み、次の諸点を念頭に置いて論議を行った。

1 この答申は国立大学のみならず公私立大学をも包含して行われたものであるから、そのことを考慮しながら、国立大学としての立場から検討すること。

2 時間の都合上、結論に達することよりも寧ろ問題点を明かにすること。

3 答申を更に地区毎に十分な検討を加え、その結果を持ち寄つて専門委員会でも再検討すること。

4 次回の専門委員会は今秋の国立大学協会総会の前に第三第四常置委員長の出席を得て開催すること。

5 次回の専門委員会までに協議すべきことが生じた時には臨時招集すること。

論議の結果をまとめると次のような意見と要望に帰する。

1 「厚生補導の目的および意義」に対する理解を深め、その普及徹底を図るために、学内と並行して学外の啓蒙にも力をつくすこと。

なるべく「学校教育法第五十八条」を改正して、教授助教授は研究のみならず、教育をも行う義務あることを法文化すること。

2 「組織運営に関する規程要項」の中「A組織運営の原則」の第七項についてはかなりの問題点があるから、慎重な研究を要すること。

また「業務運営方針の決定」に関して三権分立的説明には誤解を招く恐れがある。方針決定について学生部長が重要な意味を持つように

考慮されるべきこと。

3 「職制の改善」についてはB案を可とする。

4 「厚生補導基準予算案」についてはこれが実施をおし進めること。なお学生部の教官に対して研究費を与え、また管理職手当、旅費等に関して十分考慮すること。

5 「健康管理の改善」についての答申は医務室と学寮の定員を確保することを前提として速かな実現を図りたい。

なお、健康管理の責任者は学生部長とすることを確認する。

なおこの他に昭和三十四年度予算案の中になるべく答申中の「基準要項」の予算案の線に沿うて予算を織りこむことを申合せした。

7 役員会

日時 昭和三三、九、二〇(土)午前十時—午後零時半

場所 東京大学大講堂南側会議室

議題 総会運営について

出席者 会長、各理事、各監事、各常置委員会委員長

(欠席者) 森戸副会長、杉野目、小池各理事、井藤

監事、村上第七常置委員会委員長

文部省 緒方大学学術局長、春山大学学術局大学課長

茅会長主宰の下に開会

開会に先立ち、前第三常置委員会委員長東氏から、今回一身上の都合により九月十八日付をもつて退職した旨、挨拶あつて退席された。

一、前役員会以後の行事について

右につき、会長から次のとおり報告があつた。

(1) 前の総会の申合せにより、六月二十一日(土)東京大学において第三、第四常置委員会専門委員会を開催、学徒厚生審議会の答申事項を中心として更に検討協議した。

(2) 「教育用電灯、教育研究用電力」の供給種別の設定について文部省から、電力料金改訂による値上げのことに關して連絡があつたので、先般、電気供給規程の料金規定中に、「農業用電灯電力」と同

様に、特別低廉な基本料金及び電力量料金よりなる「教育用電灯、教育研究用電力」の供給種別を新設されるよう文部大臣、通商産業大臣及び電気料金制度調査会長の三カ所宛に要望書を提出し、進藤事務局長が資料を整えてそれぞれ陳情した。

(3) 矢内原前会長へ記念品として当人の希望により書架を作製して贈呈した。

(4) 内田俊二前東京工業大学長の後任山内俊吉新学長を紹介された。

二 昭和三十四年度学生増募について

右につき、戸田理事から「工学部学生定員増について」（別掲）学内の実情を詳細に述べ、予算の裏付けがなければ実施ができていく。文部省の三十四年度の学生増員の方針と予算及びこれが見通しについて承りたい、なお国立大学協会としては、この際、文部省と緊密に協議して、その政治的折衝に最善の努力を払うべきである。(一)「教員養成学部への入学調節について」は、国立大学における教員養成学部の卒業生の就職関係は、五里霧中の現状であるが、これに対して、文部省では、かねてより中央教育審議会等に諮つて、種々検討のことと思うが、さしずめ昭和三十四年度においても、就職関係にこだわらずに、所定の定員だけは採るべきだとの意向か、或は、地方教育委員会等との合議の上、所定の定員内で自主的に適宜の処置をしてよいのか、その間の消息を承りたい。金沢大学における昭和三十三年度の入学志願者の趨勢でみると、定員に対する入学志願者の倍率は、各学部とも逐年高まつているのに対して、教育学部のみは減少しておる。この減少率については定員に対して少なくとも数倍の志願者があれば、それでよいのではないかとみられるが、同時に志願者の学力が、他に比して著しく低下していることは、教育界の由由しき問題ではないか。本学においては一般教育担当者から、均一教育上支障があるといわれている。これらについては、文部当局の意向も承りたいと述べ、これに対して予算の伴わない学生の増員には応じられない。文部省は、さきに増員の分も含めて予算を取るとの事であつたが、結果は、予算ははずれ学生のみが水増しとなつた。今後は、国大協会が承知せねば引受けないようにしたい等々種々意見の交換があつた。

三 第十七回総会開催期日並びに会場について

十一月十四日（金）、十五日（土）の両日、日本学術会議において開催することに決定した。

四 科学技術教育振興に関する連絡委員会委員長の交替について

前委員長の内田前東京工業大学長の後任として、山内東京工業大学長を推選したが、諾否の回答を後日に留保された。

五 大学における一般教育に関するアンケートについて

右につき嵯山第一常置委員会委員長から、夏休み中に一般教育に関する改善策に対する本委員会の各委員の意見を求め、それを基礎として「一般教育に関するアンケート（案）」を作成したから、一応、御参考までに配付する（別掲）次回総会の直前に本委員会を開催してこれを審議し、その結果を総会に諮り、それに基いて各大学の意見を求め、これを総合して、今一度本委員会で審議したい旨を述べ協力を求められた。

六 昭和三十四年度の予算について

右につき、緒方大学学術局長から、来年度予算の要求については、実は本年は予算編成の手順が時期的に繰り上げて、少し早く大蔵省へ提出することとなつたが、本省関係の予算を決めてからということになつているので、国立大学については大蔵省へ正式の説明がまだしてない段階である。それで未だ確たる説明はできないが、大体、本年と同一の線で科学技術教育振興を中心に要求している。大体、本年と同一の構想で、総額は昭和三十三年度は三百七十一億円で、これに二百九億円の増である。このうちには、昭和三十四年度の新規、学部学科の増、その他を含んでいるが、特に力を入れたのはいつも問題の教官研究費、学生経費等の基準的経費の引上げである。大学教官の待遇改善については、第一は俸給表の改正で、考え方としては司法官の俸給に近づけたい。それには初任給を引き上げ、初めのカーブを急にして、あとはなだらかにした。第二には大学院の講座担当者の調整号俸の引き上げである、以上二つで相当の金額十億乃至十一億を見込んでゐる。次には、教官研究費と同時に管理職手当の新設、増額である。講座、学科の研究費は、本年は一律に六〇%増し、三年計画で戦前の

水準にもつてゆくつもりである。学生経費については、若干考え方が複雑で、大学院は大学の約二倍半、大学は学部三割五分増である。その他教育研究旅費は五億八千万円増しである。設備費については、設備更新経費二十億円で、昨年と同一である。設備充実費は五億円で、なお、一つ特に考えたいことは、学生厚生補導費の件である。学生厚生審議会の答申に沿つて考えることとする。その総額は四億八千七百万円で、その内訳は、保健管理職員の設置、増員、厚生補導職員の設置、増員、保健管理、職業指導、運動場、寄宿舎の設置整備等その他である。

学生増員については、理工学部学生の増員は当初計画の八千名をそのまま考えている。その実施の方法は、十分検討を要する。昨年一年の状況を見ると、既設の学部学科にはこれ以上の増員は困るとのことであるので、新規に増員するためには施設を拡充し学部学科を増設することを要する。学部学科の増設については、現在各大学から相当沢山要求が出ていて、既に百以上上つていて、昨年一昨年の学生の増募に対する教員及び施設の不足分は考えている。昨年は時期的に食い違いがあつたが、本年ははじめから各大学とよく打合せをする。そのほか、附置研究所の充実については二つの国立大学研究所を作りたこととしたい。このほか、講座の増設等沢山あるが、これらについては例年の通り慎重にしたいとの説明があつた。

以上の説明に関連して、種々質疑答並びに意見の開陳があつたが、その大要は次のとおりである。

戸田理事から、理工学生の増員は、本年も引続き実施するやとの質問あり、緒方大学学術局長から、増員の目標は八千名だが、昭和三十三年度は六百四十七名、同三十三年度は国公立大学で二千四百名で残り四千九百余名は、昭和三十四年度、三十五年度に分けて増員し、それでもできなければ、その後に行う。昭和三十四年度においては、国立大学で千六百名（昨年は千七百名）増員の予定である。公私私立大学も、大體、準備ができたから、本年は国公私合せて三千名増員の予

定である。各大学からは既に百以上の学科増設の希望が出ている。この学科増設に伴う学年進行の経費は、従来の慣例からも実現し易いとの説明があつた。これに関連して、会長から学生の数よりも質を良くするようにされたい。増員の際には、既設の学科を利用する方が経費も少なく、能率がよい従つて学科を増設するには、既設の学科と関連性のある学科が望ましいと述べ、又、江国理事から、昨年一学科を増設したが、実施に当つては当初の予定に反し、教室は極めて少なく、教室を何重にも使用している状態である。又昨年度は入学試験実施後追加入学させるよう申越しどうにもならなかつた。本年はこのようなことがないように願いたい、又横浜国立大学教育学部では、文部省から教育学部は単科大学にするか一学部とするかは、大学の希望によつて決めてよいといわれたとのことで、同学部教官は、単一大学にすることについて、よりより話し合い、それを聞いた卒業生も、その実現方を要望してきているが、文部省の意向はどうかとの質問があり、緒方大学学術局長から、そういうことは言つたことはないし、制度的のことは、希望により自由にできる筋合いのものではない。中央教育審議会の方針に沿うて行く。明年度は、教員免許法の改正位は行うつもりであるが、これが中心であるから、余程慎重に考えなければならぬ。学校制度をどうするかは、もつと深く掘り下げて研究しなければならぬ。教員養成も、計画的に養成し、内容的にももう少し小、中学校教員にふさわしい一貫した教育をしなければならぬ。それには制度を研究し、文理学部のことも含めて研究すると答え、なお、戸田理事から、教員養成学部の学生には左傾の傾向が見られる。これは生活問題にからんで力のはげ場所がないからである。その卒業生の約半分は就職の口がなく、破壊的思想に陥つていと述べ、又、寺沢第五常置委員会委員長から、日本人は漸く教育に力を入れるようになったが、国民全体が教員を大切にし、教員は普通の労働者ではないとの自覚を学生時代から与えなければならぬ。このままでは、日本の教育の收拾はできなくなるだろうと述べられた。

古林監事から、教育学部学生を他学部同様に入学させるとすれば、質の悪いものが入学してくる。他学部学生と一緒に授業はできなくな

る。願ぐ者は教育学部学生に多く、質の良い者を入学させないと教員は良くならない。当分定員以下に入学を許可していいとすれば、需要供給の関係もよくなる。それで教育学部学生定員を減じて経済学部学生を増員して大学全体としての定員としてよいだろうかとの質問があり、緒方大学学術局長から、教員の需給の問題は文部省では毎年各大学に照会して決定しており、四年後の見込は困難で、はつきりしていない。教育委員会も従来はあまり真剣でなく、本年になつてから、はじめはつきりした返事があつた。定員は需要と供給とを見合せて減らした。しかし昨年は教員の定員には及ばないと返事してあり、本年も教員定員の減少は、自然減少のほかは考えていない。ただ教員養成については、中央教育審議会において本格的にその制度を審議しているの、それまでは過渡的の措置であるとの説明あり、又、春山大学課長から、学生の定員は、学科ごとに定められてあり、学部間の増減は困る旨、答えられた。

七 学生運動について

緒方大学学術局長から、勤務評定反対運動については、教職員組合は相当活動している。福島大学においても最近ストライキだけは中止したが、それをみるに全学連のオルグが引つ掻き廻しているようである。各地方地方の状況を見ると、和歌山と同様、その大学内よりも学外からの働きかけが多いがそれによる動き如何は学校職員の態度にもよると思う。各大学におかれても困難なことであるだろうが、何れにしても大学の責任ではないとはいえない。文部省としては、動評については、あくまでも行政の筋を通して既定の方針を貫くつもりである。何といつても当面の問題は、日教組の考え方を是正することであり、これは教育上非常に大事なことを考える。その対策についてどう考えたらよいものかお伺いしたい。これに対して、学外からの働きかけによつて動く他治会的態度を排し、あくまでも自治会的な行動をとるよう善導する。自治会が他治会となつた場合には解散を命じ、又学内の行動のみでなく学外の行動についても、明かに本分に反する場合に退学させて反省を促す。教官自ら学生の中に入つて正しい学生運動の在り方を身につけさせる。そのためには当面の事態とその推移を常

に認識しておく必要がある。情報は学生部長のみでなく学長にも知らせてほしい等種々意見の開陳があり、なお勤評問題に対する政府の対策についても質疑応答があつた。

一般教育に関するアンケート(案) (別掲)

(一九五八、九、一二)

一般教育の現状、同問題点および同改善の方策に関し、以下の事項について御報告、御意見をお願いします。(該当欄の符号を○でかこむか必要に応じて説明文をつけて下さい)

1 一般教育の現状

A 学年別配当(いつおこなうか)

例 イ 前期二年全部

ロ 第一年度および第二年度前半

ハ 前期二年に専門教育と併行

ニ 一部を後期にくり入れる

ホ その他(具体的に書いて下さい)

B 実施機関(どこで担当するか)

例 イ 一般教育のための学部(たとえば教養学部)

ロ 一般教育のための特定の機関(たとえば教養部)

ハ 一般教育のみでない特定の学部(例えば文理学部、学芸学部)

部)

ニ 専門学部の一部

ホ その他(具体的に書いて下さい)

C 教官組織(だれが担当するか)

例 イ 一般教育専任教官

ロ 専門教育の教官

ハ イ、ロの組合せ(その場合およびその比率を示して下さい)

ニ その他(内容を具体的に書いて下さい)

D 管理指導機関(教授会、評議会以外で一般教育の諸事項を管理、勧告、協議するもの)

例 イ なし

ロ 教養部

ハ 委員会組織

ニ その他(具体的に書いて下さい)

E 単位の量

例 イ 大学基準(三系列、各十二単位、計三十六単位)による

ロ イより多し(具体的に書いて下さい)

ハ イより少し(具体的に書いて下さい)

F 学科学目(どんなものを教えているか)

例 イ 普通(大学基準による普通の単一科目コースのみ)

ロ 特殊な方法(例えば総合コース、具体的に書いて下さい)

ハ イ、ロの組合せ(その比率、関係について書いて下さい)

ニ その他(具体的に書いて下さい)

G 聴講学生数(一つの授業の学生数)

例 イ 制限せず(その場合の最大の学生数を併記して下さい)

ロ 制限する(その場合の最大限を示して下さい。学科学目によ

つて制限数がちがう場合は、いくつかの例を示して下さい)

ハ その他

H 基礎教育科目

例 イ 設けていない

ロ 設けている場合の学部名

ハ 基礎教育科目を必修とする

ニ 基礎教育科目を選択必修とする。

ホ 基礎教育科目を選択科目とする。

ヘ 一般教育科目の単位にふりかかっている単位数

ト その他

I 一般語学

例 イ 履修期間は大学基準と同じ

ロ 第二外国語を三カ年以上に延長する

ハ 第二外国語を第二学年度より始める

ニ 第二外国語を必修あるいはこれに準ずるものとしな

ホ 時間数は大学基準とちがう(具体的に書いて下さい)

ヘ その他(具体的に書いて下さい)

J 一般体育科目

例 イ 履修の期間と時間数は大学基準と同じ

ロ 第三学年以後にも延長している

ハ 時間数(講義および実技)は大学基準とちがう(具体的に

書いて下さい)

K その他

2 一般教育の問題点(実情を知らせて下さい)

A 教官の定員と配置

例 イ 教官の定員は適正であるか

ロ 当該科目担当に適当な教官が配置されているか

ハ その他

B 大学の機構、人的関係などにおける一般教育の位置

例 イ 一般教育担当教官の管理機関における発言力は制度的に十

分であるか

ロ 教官一般の一般教育にたいする認識、協力は適正であるか

ハ その他

C 専門課程との連絡

例 イ 教授内容上の連絡は十分であるか

ロ 専門教育担当教官の一般教育にたいする理解、協力は十分

であるか。

ハ その他

D 受講学生の学力

例 イ 高校の選択制と関連した問題点があるか

ロ 外国語学力は十分に得られるか

ハ その他

E 実験科目における施設、経費、補助者

例 イ 施設は十分であるか

ロ 経費は十分であるか

ハ 補助者は十分であるか

F その他

3 一般教育改善の方策

A 制度

例 イ 時間をふやす

ロ 時間をへらす

ハ 高校ですでに履修した科目（語学、体育を除く）をのぞく

ニ 特定の科目を必修とする

ホ 総合コースを設ける

ヘ 演習を重視する

ト 基礎科目と一般教育科目の関係を調整する

チ その他（具体的に書いて下さる）

B 教官

例 イ 一つの授業を2名以上の教官で担当する

ロ 教育内容についての研究会を設ける

ハ 新任教官選考にあたり、一般教育担当能力を重視する場合を考慮する

ニ その他（具体的に書いて下さる）

C 対外的関係

例 イ 高校教育との連絡機関の常設

ロ 各大学間の一般教育担当者の共同研究促進にたいする財政的援助

ハ 一般教育用テキスト（単なる概説以外のもの）および参考資料の製作についての各大学の協力

ニ 旧制大学、高等学校、専門学校教育の中で復活させ、あるいは修正して復活させるべきもの

例 イ 外国語時間数

ロ 特定の科目（例えば哲学、心理学、倫理学）の必修

ハ 一般教育の試験の回数を専門教育のそれとちがえる

ニ その他

E その他

三十四年度学生募集にからんで（別掲）

金沢大学 戸田 提案

一、工学部学生定員増について

金沢大学においては、文部省の旨示に従つて三二年度に二五名、三三年度に五五名、計八〇名増員した。これらが近く工学部の専門教育に進学するのであるが、その教育に必須な教官並びに施設の増加は、三三年度の文部省予算に如何ほど計上せられているか、また其実現の見込は如何であるか、文部当局の御内意、進んでは御決心のほどを承りたい。

昨年の計画では、科学技術振興の手段として、理工系学生八〇〇名増、内、国立大学では四、〇〇〇名を三三、三四、三五の三ヶ年に亘つて増員することであつたが、この計画は変らないのか否か。入学決定の間際になつて指令されるのは、まことに当惑するから、一日も早く内示されたい。

金沢大学工学部の実状について申せば、学生定員増加に伴うて、妥当な予算の裏付けがない場合には（概算要求は既に提出済み）三三年度の増員はできにくい窮状にある。一般教育担当学部においても同様である。しかのみならず、もし予算の裏付けが不明または僅少な場合には、前年度に増員した八〇名に相当の分も、三三年度以降減員したい希望が学内に漲ぎつておる。

目下三三年度学生募集要綱作成中であり、右の点について文部省の御方針と御内意を承りたい。

また国立大学協会としては、この際文部省と緊密に協議して、その政治的折衝に最善の努力を払うべきであると思う。

二、教員養成学部の入学調節について

国立大学における教員養成学部の卒業生の就職関係は、五里霧中の現状であつて卒業生に対して申訳がないのみならず、各府県に国立大学を置いた主旨にもとる憾がある。

これに対して、文部省では兼てより中央教育審議会等に諮つて、い

ろいろ御検討のことと思うが、さしづめ三四年度においても、就職関係にこだわらずに、所定の定員だけは採るべきだとの意向か、或は、地方教育委員会等と合議の上、所定の定員内で自主的に適宜の処置をしてよいのか、その間の消息を承わりたい。

金沢大学における三三年度の入学志願者の趨勢で見ると、定員に対する入学志願者の倍率は、各学部とも逐年著明に高まつているのに対して、教育学部のみは減少しておる。この減少率については、定員に対して少くとも数倍の志願者があれば、それで良いではないかとも見られるが、同時に志願者の学力が、他に比して著しく低下していることは、教育界の由由しき問題ではないか。本学においては、一般教育担当者から均一教育上支障があるといわれておる。これらについて文部当局の御意向を承わりたい。

二、 会 計 中 間 報 告

昭和33年度半期 (自昭和33年4月1日
至昭和33年9月30日) 現 計

国立大学協会

科 目	予 算 額	決 算 額	予算額と決算額との比較	備 考
歳 入 の 部	1,930,000	1,794,470	△ 135,530	
1. 会 費	1,225,000	1,105,000	△ 120,000	未収会費(5大学24学部)
2. 預金利子	30,000	10,314	△ 19,686	
3. 前年度繰越額	675,000	679,156	4,156	
歳 出 の 部	1,930,000	751,092	1,178,908	
A 事 業 費	820,000	298,203	521,797	
1. 総 会 費	400,000	52,793	347,207	第16回総会
2. 役員会費	40,000	13,950	26,050	2 回
3. 委員会費	60,000	24,476	35,524	7 回
4. 会報発行費	100,000	35,000	65,000	会報第14号
5. 調査研究費	220,000	171,984	48,016	
B 事 務 費	960,000	392,889	567,111	
1. 人 件 費	750,000	331,425	418,575	職員3人
2. 備 品 費	20,000	0	20,000	
3. 借 用 料	40,000	13,689	26,311	
4. 消 耗 品 費	20,000	10,020	9,980	
5. 印 刷 費	20,000	4,480	15,520	
6. 通 信 費	40,000	9,720	30,280	
7. 旅 費	30,000	0	30,000	
8. 雑 費	40,000	23,555	16,445	
C 予 備 費	150,000	60,000	90,000	
10月以降に繰越	0	1,043,378	1,043,378	

財 産 目 録

昭和33年9月30日現在
国立大学協会

1. 資 金 現 在 額 (1) 定 期 予 金 (20万円 3 口) (2) 普 通 預 金 合 計	600,000円 443,378円 <hr style="width: 80%; margin: 0 auto;"/> 1,043,378円
2. 備 品 台 帳 総 計 額 {公印、書庫、書棚、謄写版、名票、石油} {コンロ、窓日除、書籍等 22点}	59,730円

三、彙報

1、国立大学協会会則

第一章 総則

第一条 本会は、国立大学協会と称する。

第二条 本会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力により、その振興に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

一 国立大学の振興につき必要な調査研究

二 教授および研究上における大学相互の協力援助に関する事項

三 その他本会の目的達成に必要な事項

第四条 本会の事務所は、東京都東京大学構内に置く。

第二章 会員

第五条 本会は、国立大学を会員として組織する。

第三章 役員

第六条 本会に、次の役員を置く。

一 会長 一人

二 副会長 一人

三 理事 十四人（会長、副会長を含む）

四 監事 二人

第七条 理事および監事は、総会で会員の互選により定める。

2 会長および副会長は、理事の互選により定める。

第八条 役員の仕事は、次のように定める。

一 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

三 理事は、理事会を組織し、本会運営に関する事項を処理する。

四 監事は、会計を監査する。

第九条 役員の仕事は、二年とする。但し、再選することができる。

2 補欠によつて就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第四章 議事

第十条 本会の議事は、総会および理事会とする。

2 総会および理事会は、それぞれその総員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

3 議事は、すべて出席者の過半数で定める。

第十一条 総会は、毎年一回会長が招集する。但し、会長が必要と認め

たとき又は会員拾名以上から要求があつたときは、会長は、臨時に総

会を招集することができる。

2 会長は、総会の議長となる。

第十二条 理事会は、毎年三回以上会長が招集する。

2 会長は、理事会の議長となる。

第十三条 特別の事項を調査研究するため必要があるときは、会長は、

理事会の議を経て、特別委員会を設けることができる。

第五章 会計

第十四条 本会の経費は、会費その他の収入をもつてあてる。

第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日

で終る。

第六章 雑則

第十六条 この会則の改正は、総会の議を経なければならぬ。

第十七条 本会の庶務を処理するため、理事会の議を経て必要な職員を

置くことができる。

附則

第十八条 この会則は、昭和二十五年七月十三日から施行する。

第五常置委員会（大学間の協力に関する問題）

委員長 寺 沢 俊 雄（大阪外）

委員 正 田 寛 一（電氣通）

上 野 建 次 郎（大阪大）

梅 原 直 昭（東京芸）

長 谷 川 真 隆（富山大）

早 坂 一 郎（福島大）

大 賀 二 郎（室蘭工）

落 合 太 郎（奈良女子）

第六常置委員会（大学財政に関する問題）

委員長 井 藤 半 弥（一橋大）

委員 岩 崎 民 平（東京外）

大 田 所 哲 郎（帯広畜大）

鈴 木 文 七（滋賀大）

阿 部 久 重 雄（福島大）

杉 野 晴 次（北海道大）

山 内 俊 吉（東京工）

内 藤 卯 三 郎（愛知学）

北 川 資 生（奈良学）

石 橋 忠 次（福岡学）

山 内 俊 吉（東工大）

平 沢 興（京都大）

山 田 政 道（お茶の水女子）

江 国 正 道（横浜国）

小 林 政 一（千葉大）

渡 辺 万 次 郎（秋田大）

遠 藤 隆 次（埼玉大）

山 田 良 之 助（静岡大）

寺 沢 寛 一（電氣通大）

正 田 建 次 郎（大阪大）

清 水 勤 二（名古屋大）

大 畑 文 七（滋賀大）

村 上 俊 亮（東京学）

武 田 一 郎（北海道学）

4、科学技術教育振興に関する連絡委員会

委員長

委員 山 平 俊 吉（東工大）

山 田 政 道（お茶の水女子）

平 沢 興（京都大）

山 田 政 道（横浜国）

江 国 正 道（千葉大）

小 林 政 一（秋田大）

渡 辺 万 次 郎（埼玉大）

遠 藤 隆 次（静岡大）

山 田 良 之 助（電氣通大）

寺 沢 寛 一（大阪大）

正 田 建 次 郎（滋賀大）

清 水 勤 二（名古屋大）

5、各専門委員一覽表

第三、第四常置委員会専門委員

大 塚 博 北海道大学学生部長

鈴木 廉 三 東北大学学生部長

柏 木 高 千葉大学学生部長

斯波 義 東京大学学生部長
池田 正 康 東京学芸大学教務補導部長
下村 康 東京教育大学厚生補導部長
久武 雅 夫 一橋大学厚生補導部長
田崎 忠 三 信州大学厚生補導部長
難波 得 三 金沢大学学生部長
木村 作 治 京都大学学生部長
須賀 太郎 名古屋大学学生部長
平塚 錦 平 広島大学補導部長
丸山 国 雄 山梨大学学生部長
水野 高 明 九州大学学生部長
石原 道 明 茨城大学学生部長
森河 敏 夫 大阪大学学生部長

第六常置委員会専門委員
進藤 小 一 郎 東京大学事務局長
佐藤 憲 三 東京工業大学事務局長
石川 仁 作 東京教育大学事務局長
藤野 正 一橋大学事務局長
委員 山内 恭 彦 東大教授・理学部物理学
古賀 逸 策 東大教授・工学部長
大塚 明 郎 東大教授・光学研究所長
佐々木 重 雄 東工大教授・精密工学研究所機械工学
森田 重 清 東工大教授・理工学部電子工学
佐藤 憲 三 東工大事務局長

6、要望書の提出（第十六回総会）

本協会第十六回総会時における協議に基き、左記の通り要望書を作成の上、茅会長と森戸副会長と同道にて、総理大臣以下四氏には面談の上これを提出し、又竹中氏以下八氏には協力方を要望した。

附記 このことについては、昭和二十三年七月二十五日国大協庶第一一五号をもつて、各国立大学長宛に報告済みであります。

- 記
- 一、総理大臣 岸 信介 殿宛
 - 一、文部大臣 灘 弘吉 殿宛
 - 一、大蔵大臣 佐藤 栄作 殿宛
 - 一、衆議院文教委員長 坂田 道太 殿宛
 - 一、参議院文教委員長 竹中 勝男 殿宛
 - 一、文部次務次官 稲田 清助 殿宛
 - 一、大学学術局長 緒方 信一 殿宛
 - 一、會計参事官 天城 勲 殿宛
 - 一、大学課長 春山 順之輔 殿宛
 - 一、大蔵事務次官 森永 貞一郎 殿宛
 - 一、主計局長 石原 周夫 殿宛
 - 一、主計官 相沢 英之 殿宛

国立大学協会要望書

このたび、国立大学協会は第十六回総会を開き国立大学がその使命とする教育と研究の遂行上重大な諸問題につき、熱心な討議を行いました。ここに、総会の決議に基いて、中でも最も緊急と思われるものを次の三項に要約して、早急に実現せられるよう要望書を提出します。

由來我国は国土狹隘にして資源に乏しく、加うるに人口の過剰に悩むしたがつて、国力を培養し国民生活の安定と福祉をはかるには、学術を振興し高き水準の科学技術を駆使して、産業の発展と充実を期さねばならないことは勿論であるとともにそれ等は又広く人文、社会と自然の両域にわたる学術の高き水準における均衡のとれた基盤に培われなければならないことは明かであります。

このことは、明治新政以来先覚者が夙にこれを察知し、欧米先進国の学術と教育制度を我国に採入れ、教育機関を整備し、帝国大学を創設した所以であります。我国の学術が明治以後短期間に欧米先進国に追及し比肩し得るに至つたのは、学者の創意と努力によることはもとよりながら、これを尊重し、これを支援した為政者の理解ある協力によるもの大

であつたと言わねばなりません。

(一) 施設設備の拡充整備

然るに現制度の大学は戦時中より敗戦後にかけての混乱期に旧態のまま新大学となるか又は専門学校がそのまま昇格したもので、すでに充足において大学としての体も実も具備していなかつたのであります。その後も大学としての重要な役割が等閑視され、更には敗戦後の急速なインフレーションにより教育費研究費は極端な窮乏を告げ、研究資材の入手も亦困難を極めました。かくして教育・研究の施設は甚だしく老朽化し、又戦災による災害復旧も遅々として進まず、新大学制度発足以来十年を経過した今日と雖も本来の大学のあるべき姿に程遠いのであります。殊に最近の諸外国に於ける驚異的な科学技術の進歩、研究諸設備の龐大化、精鋭化、徹底した研究者の養成計画などと較べるときは、我国の国立大学の現状は実に寒心にたえないものがあ

(二) 研究費の大幅な増額

然しながら問題は研究施設設備の貧弱であることに止まらず、教育研究に充てるべき予算についても、戦前帝国大学に於ける実験一講座当り物件費は一万円であつたが、これを現今の物価に換算すれば凡そ四〇〇万円に相当するものであります。しかるに現行の実験講座は度々の増額にもかかわらず一〇〇万円を僅に超す程度であり、人文、社会科学の非実験講座に至つては三五万円という僅少であります。しかも新制大学はその三分の一を僅かに超えるという極めて貧弱な状態にあります。

(三) 教員の待遇改善

更に、大学は有為な人材を育成してこれを社会に送ると共に大学の将来の教育・研究を担うべき後継者を養成する責務を併せ有するものであります。このためには優秀なる教授陣と年々優秀なる卒業生を研究者として大学に確保しなければなりません。然るに戦後大学教員の待遇は欧米各国に比し著しく低く、又戦前の我国に於ける教官の待遇に較べても甚だ低くして最低の生活給を出ていない状態であります。大学教員給与について再検討を加え早急に裁判官のごとく特別俸の制

を設けるか、又は講座手当、研究手当等を設ける必要があります。近來有為の研究者が外国の大学研究所等に転職する者多く、又優秀な新卒業生が民間諸企業に就職を希望する傾向が顕著になりつつあることは大学を管理する者として看過し得ないことであります。

我々は世界の情勢と我国の置かれたる地位を稽えるとき、国立大学に課せられたる使命の益々重大なることを痛感せざるを得ないのであります。科学技術振興の強く叫ばれた昭和三十三年度の国立大学関係の予算の実状は既往数度に亘る要望に拘らず懸案の諸事項の解決は未だ何等緒につかず、将来のため真に憂慮に堪えざるものがあります。国費多端の折からとは謂え叙上の理由から大学における施設設備、研究費の大幅な増額及び教員待遇改善等のため、この際根本的な検討を加えられ、年次計画を樹立して急速にこれを実施せられんことを強く要望します。

昭和三十三年七月十六日

国立大学協会

会長 茅 誠 司

殿

7、第三常置委員会委員長更迭

東第三常置委員会委員長は、茨城大学長を退官されると同時に委員長もやめられたので、前例により各委員間において書面をもつて互選していただいた結果、後任委員長は徳島大学長 児玉桂三氏と決定した。

8、東京水産大学長庵原順一殿御逝去

庵原学長殿には、昭和三十三年五月二十四日御逝去、六月七日大学葬が挙行されたので、茅会長が葬儀に参列され、当協会より花輪を供えて哀悼の意を表した。

9、信州大学長佐藤武雄殿御逝去

佐藤学長殿には、昭和三十三年七月一日御逝去、七月九日大学葬が挙行されたので、茅会長より弔電を寄せられると共に、花環を供えて哀悼の意を表した。

10、「教育用電灯、教育研究用電力」の供給種別の設定について

(要望書提出)

要旨

〔昭和三十三年八月二十二日(金)茅会長より次の通り要望された。〕

通商産業省においては、電気料金制度調査委員会を設置して、目下、現行の料金制度の合理化について詳細な検討を行っているとのことであるが、最近、特に科学技術教育の振興に重点をおき、文教施設および設備の整備拡充を行いつつあり、これに要する教育用電灯、教育研究用電力料金は毎年の如く増加の一途をたどつています。

然るに現行の電気供給規程による料金制度は、別冊理由書のとおり教育機関の電気の使用実態に適合しないものもあるので、教育および学術研究の重要性にかんがみ、左記事項実現につき要望します。

(別冊理由書略)

提出先

文部大臣

灘尾弘吉

通商産業大臣

高崎達之助

電気料金制度調査会会長

原安三郎

記

電気供給規程の料金規程中に「農業用電灯、電力」と同様に特別低廉な基本料金および電力量料金よりなる「教育用電灯、教育研究用電力」の供給種別を新設された。